

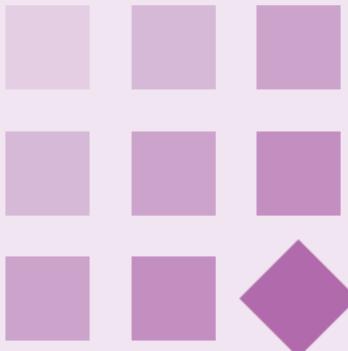
やっかん

ご契約のしおり・約款(継続用)

アフラック
AFLACの

ケガの保険

無配当〈傷害保険〉



ご契約のしおり・約款は、ご契約にともなう大切なことからを記載したものです。
なお、このご契約について必ずご家族にもお知らせください。

 Aflac アフラック



はじめに

「ご契約のしおり」は

ご契約についての重要事項、
お手続などをわかりやすくご説明しています。

「約款」は

ご契約についてのとりきめを、
詳しくご説明しています。

ご契約のしおり・約款は、アフラックオフィシャルホームページ
(<https://www.aflac.co.jp/>)からもご覧いただけます。





目次

ご契約のしおり

主契約

特約

別表

ご契約のしおり

- 主な保険用語のご説明 6

「ケガの保険」について

- 「ケガの保険」のしくみ・特長・お支払について 9
- 職業に誤りがあった場合 12
- 職業変更の通知 13
- ご契約の継続 14
- 対象となる不慮の事故について 17

お支払いできない場合について

- お支払いできない場合について 18

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的事例

- お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的事例 22

保険料のお払込について

- 複数のご契約の保険料を振替口座から合算して振替える場合のお取扱 23
- 保険料の前納 23
- 保険料払込の猶予期間と失効 24
- お支払事由などが生じた際に、未払込保険料がある場合 25

ご契約後について

- 解約と解約払戻金について 27
- 給付金等のご請求手続について 28
- 給付金等のお支払の時期について 28
- ご契約の内容の変更 30

その他生命保険に関するお知らせ

●個人情報の取り扱いについて	32
●「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について	33
●「生命保険契約者保護機構」について	35
●税法上のお取扱について	39

約款・特約条項

約款・特約条項

傷害保険 普通保険約款	46
傷害通院特約〔I〕	68
特定損傷特約	74
指定代理請求特約	79
団体取扱特約〔A〕	82
団体取扱特約〔B〕	84
集団取扱特約〔傷害保険〕	86
特別集団取扱特約〔傷害保険〕	89
保険料口座振替特約	92
保険料クレジットカード支払特約	97

別表

別表	101
----	-----

●MEMO



目的別目次

つぎのような場合にはご案内のページをご覧ください。

ご契約に際して

- ① 保険用語の意味を
知りたい

主な保険用語の
ご説明

P6

- ② この保険のしくみが
知りたい

「ケガの保険」の
しくみ・特長・
お支払について

P9

ご契約後について

- ③ 給付金等の請求手
續について知りたい

給付金等のご請求
手續について

P28

- ④ 給付金などが受取
れないケースについ
て知りたい

お支払いできない
場合について

P18

お支払いできる場合、
またはお支払いできな
い場合の具体的事例

P22

- ⑤ 保険を解約したい

解約と解約払戻金
について

P27

●MEMO

主な保険用語のご説明

ご契約のしおり・約款をお読みいただくにあたって、「主な保険用語のご説明」をご覧ください。

あ 受取人【うけとりにん】

給付金・保険金・年金などを受取る人のことをいいます。

か 解除【かいじょ】

告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。この場合、以後の保障はなくなります。

解約【かいやく】

保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。この場合、以後の保障はなくなります。

解約払戻金【かいやくはらいもどしきん】

ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。

給付金・保険金・年金など【きゅうふきん・ほけんきん・ねんきんなど】

被保険者が所定のお支払事由に該当したときにお支払いするお金のことをいいます。

契約応当日【けいやくおうとうび】

ご契約の後の保険期間中に迎える、契約日に対応する日のことをいいます。また、契約日の年ごとの応当日を「年単位の契約応当日」、半年ごとの応当日を「半年単位の契約応当日」、月ごとの応当日を「月単位の契約応当日」といいます。

(例) 契約日が2025年12月1日の場合

「年単位の契約応当日」は2026年12月1日、2027年12月1日、2028年12月1日と、以後の毎年の12月1日が該当します。

契約年齢【けいやくねんれい】

契約日における被保険者の年齢のことをいい、満年齢で計算します。1年未満の端数については、切り捨てて計算します。なお、ご契約後の被保険者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに契約年齢に1歳を加えて計算します。

(例) 24歳7か月の被保険者の契約年齢は、24歳となります。

契約日【けいやくび】

契約年齢や保険期間などの計算の基準日をいいます。

告知義務【こくちぎむ】

ご契約などに際して、ご契約者と被保険者には、過去の病歴、現在のご健康の状態、ご職業など、当社がおたずねすることがらについて、ありのままを正しく告知していただく義務があります。その義務を告知義務といいます。

告知義務違反【こくちぎむいはん】

告知内容が事実と相違していた場合には、当社は「告知義務違反」として、ご契約または特約を解除することがあります。

さ

失効【しっこう】

保険料のお払込の猶予期間を過ぎても保険料のお払込がなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障が無い状態になり、給付金などをお支払いできなくなることになります。

指定代理請求人【していだいりせいきゅうにん】

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合に、被保険者に代わって給付金などを請求できるよう、あらかじめ指定された代理請求人です。(指定代理請求特約)

主契約【しゅけいやく】

約款のうち、普通保険約款に記載されているご契約の内容のことといいます。

準用【じゅんよう】

約款の規定の中で、ある事項に関する規定を他の類似の事項に、必要な変更を加えてあてはめることをいいます。

責任開始期(日)【せきにんかいしき(び)】

当社がご契約上の保障を開始する時期(日)をいいます。

た

第1回保険料相当額【だいいっかいほけんりょうそうとうがく】

ご契約のお申込の際にお払込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。

特約【とくやく】

主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料のお払込方法(経路)など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

は

払込期月【はらいこみきげつ】

毎回の保険料をお払込みいただく期間のことをいい、年払契約の場合は年単位の契約応当日、半年払契約の場合は半年単位の契約応当日、月払契約の場合は月単位の契約応当日の属する月の1日から末日までのことをいいます。

被保険者【ひほけんしゃ】

生命保険の対象として保険(保障)がつけられている人のことをいいます。

保険期間【ほけんきかん】

給付金・保険金などを保障する期間のことをいいます。

保険契約者【ほけんけいやくしゃ】

当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（ご契約の内容の変更の請求権など）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。「ご契約のしおり」では、ご契約者（ごけいやくしゃ）と記載しています。

保険証券【ほけんしょうけん】

給付金額・保険金額・年金額、保険期間などのご契約の内容を具体的に記載したものです。

保険媒介者【ほけんぱいかいしゃ】

募集代理店、保険募集人などの保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

保険料【ほけんりょう】

ご契約者から当社にお支払いいただくお金のことをいいます。

保険料積立金【ほけんりょうつみたてきん】

将来の給付金・保険金・年金などをお支払いするために保険料の中から積み立てる積立金のことをいいます。

保険料払込期間【ほけんりょうはらいこみきかん】

保険料をお支払いいただく期間のことをいいます。

(例) 60歳払済の場合の保険料払込期間は、60歳に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。

ま**免責事由【めんせきじゆう】**

当社は、ご契約成立後、被保険者の入院・手術・死亡などの支払事由に対して給付金・保険金などをお支払いする義務がありますが、例外としてその義務を免れる特定の事由のことをいいます。

や**約款【やっかん】**

ご契約についての取り決めを記載したもので、普通保険約款、特約条項、別表があります。

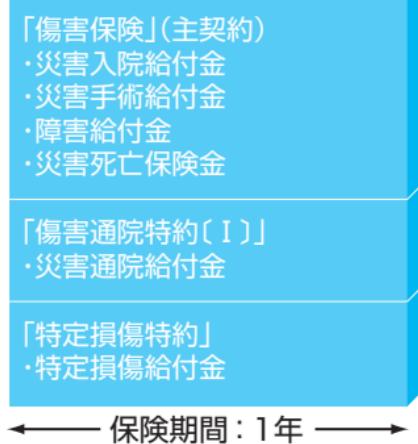
「ケガの保険」について

「ケガの保険」のしくみ・特長・お支払について

- ・「ケガの保険」は、「傷害保険」(主契約)に交通事故割増特則を付加し、「傷害通院特約〔I〕」、「特定損傷特約」を付加した商品の総称です。
- ・主契約の給付金などの指定は、所定の範囲でお取扱いします。

〈ご契約の例〉

「傷害保険」(主契約：災害入院給付金、災害手術給付金、障害給付金、災害死亡保険金を指定)に交通事故割増特則(災害入院給付金を指定)を付加し、「傷害通院特約〔I〕」、「特定損傷特約」を付加したプラン



- ・給付金などは、つぎのとおりお支払いします。
- ・お支払の対象は、責任開始期以後に発生した不慮の事故によるケガ・感染症です。

〈災害入院給付金〉

支払事由	保険期間中につぎのいずれかによって180日以内に入院をしたとき ①不慮の事故(所定の交通事故を除く)によるケガ ②所定の交通事故によるケガ
支払額	①上記のお支払事由①の場合 災害入院給付金日額×入院日数 ②上記のお支払事由②の場合 「災害入院給付金日額+交通事故割増災害入院給付金日額」×入院日数
受取人	被保険者
支払限度	同一の不慮の事故による入院について、ご契約の際に指定された日数(ご契約を継続したすべての保険期間を通じて算定1,095日)

- ・所定の交通事故によるケガについては約款および巻末の別表37をご覧ください。

〈災害手術給付金〉

支払事由	保険期間中に、不慮の事故によるケガによって180日以内に所定の手術を受けたとき
支払額	基準災害手術給付金額×1・2・4
受取人	被保険者
支払限度	一部の手術を除き、回数は無制限

- ・お支払の対象となる手術とそのお支払額については巻末の別表26-3をご覧ください。巻末の別表26-3のうち、不慮の事故を直接の原因とする手術が対象となります。
- ・お支払額は、手術の種類によって異なります。

〈障害給付金〉

支払事由	保険期間中に、不慮の事故によるケガによって180日以内に所定の身体障害状態になったとき
支払額	基準障害給付金額に、身体障害状態の程度により所定の給付割合を乗じて得た額
受取人	被保険者
支払限度	ご契約を継続したすべての保険期間を通じ給付割合を通算して100%

- ・所定の身体障害状態および給付割合については巻末の別表7をご覧ください。

〈災害死亡保険金〉

支払事由	保険期間中につぎのいずれかに該当したとき ①不慮の事故によるケガによって180日以内に死亡したとき ②所定の感染症によって死亡したとき
支払額	災害死亡保険金額
受取人	災害死亡保険金受取人

- ・災害死亡保険金のお支払に際して、同一の不慮の事故によりすでに障害給付金をお支払いしている(またはお支払いする)場合には、その障害給付金のお支払額を災害死亡保険金額から差引いた金額をお支払いします。

〈災害通院給付金〉

支払事由	保険期間中に、不慮の事故によるケガによって180日以内に通院をしたとき
支払額	通院1日あたり、特約給付金額
受取人	被保険者
支払限度	同一の不慮の事故による通院について、90日（ご契約を継続したすべての保険期間を通じ通算180日）

ご注意

災害入院給付金が支払われる日については、災害通院給付金はお支払いしません。

〈特定損傷給付金〉

支払事由	保険期間中に、不慮の事故による特定損傷の治療を180日以内に受けたとき
支払額	特約給付金額
受取人	被保険者
支払限度	同一の不慮の事故による特定損傷について、1回（ご契約を継続したすべての保険期間を通じ通算10回）

- ・特定損傷とは、「骨折」、「関節脱臼」、「腱の断裂」を指します。ただし、骨粗しょう症などの疾患による病的骨折、軟骨の損傷や断裂、先天性脱臼、反復的脱臼などはお支払の対象にはなりません。（詳しくは、巻末の別表39をご覧ください。）

職業に誤りがあった場合

- ・申込書に記載された被保険者のご職業に誤りがあり、かつ、ご契約の保険料が実際の被保険者のご職業による保険料よりも低いときには、所定の方法で、給付金額などを改めます。（すでに給付金などの支払事由が生じていたときには、所定の方法で、給付金などのお支払額を削減します。）

職業変更の通知

- ご契約後、被保険者のご職業がつぎの職業・職種分類A(職業・職種2級)または職業・職種分類Bに該当する職業に変更されたときには、当社にご連絡ください。

職業・職種分類A (職業・職種2級)	職業・職種分類B
①無職(主婦、幼児、学生、年金生活者は除く) ②林業(山林現場作業者のみ) ③漁業(漁船乗務員、海女、昆布採取など現場従事者) ④炭坑作業従事者 ⑤土木建築業： 大工、左官、鳶職、道路工事、解体作業、ブルドーザー・クレーン操作員、下水道・トンネル・ダム・地下鉄工事 ⑥高所作業(ビル窓拭き、高所溶接作業など) ⑦産業廃棄物取扱者 ⑧潜水作業、サルベージ ⑨造船作業 ⑩外線电工・架線員 ⑪トラック運転手 ⑫タクシー・ハイヤー運転手 ⑬自動二輪配達員 ⑭ヘリコプター搭乗員 ⑮港湾荷役作業、沖仲士 ⑯警備員、ガードマン ⑰自衛隊航空機搭乗員 ⑲その他これらに類する職業	①爆破作業、爆発物取扱者(花火取扱者を含む) ②競馬・競輪・競艇選手 ③相撲力士、プロレスラー、プロボクサー ④空手家 ⑤登山家 ⑥カーレーサー、オートレーサー ⑦テストドライバー、テストパイロット ⑧サーフィン団員 ⑨スタントマン ⑩猛獣取扱者 ⑪その他これらに類する職業

- ご契約の際にお引受けできるのは、職業・職種分類A、Bに該当しない職業(職業・職種1級)です。
- ご契約後、職業・職種分類A(職業・職種2級)に該当する職業に変更された場合には、当社が承諾した場合に限り、保険期間満了の日の翌日にご契約は継続されます。ただし、継続後の保険料は、職業・職種1級の場合よりも高くなります。

- ・ご契約後、職業・職種分類Bに該当する職業に変更された場合には、保険期間満了の日にご契約は終了します。(ご契約の継続をお取扱いしません。)

ご契約の継続

● ご契約の継続について

- ・当社が承諾した場合（※）に限り、保険期間満了の日の翌日に、ご契約は継続されます。ただし、継続後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳をこえる場合、ご契約の継続をお取扱いしません。

※以下のような場合には、ご契約後のご請求の状況などによりご契約の継続をお取扱いしない場合がございます。

〈ご契約の継続をお取扱いしない場合の例〉

* 当社にご契約いただいている他の被保険者と比較し、保険事故の発生頻度が高い場合

* 受傷状況に照らして、ご通院の日数が多い場合

なお、これらは代表的な事例をあげたものです。認められる事実関係によってお取扱いに違いが生じることがあります。

● ご契約の継続をお取扱いできない職業

- ・ご契約（ご契約の継続）後、保険期間満了までの間に、被保険者のご職業がつぎの職業・職種分類Bに該当する職業に変更されたときには、当社はご契約の継続をお取扱いしません。（保険期間満了の日にご契約は終了します。）

職業・職種分類B

- ①爆破作業、爆発物取扱者(花火取扱者を含む)
- ②競馬・競輪・競艇選手
- ③相撲力士、プロレスラー、プロボクサー
- ④空手家
- ⑤登山家
- ⑥カーレーサー、オートレーサー
- ⑦テストドライバー、テストパイロット
- ⑧サーカス団員
- ⑨スタントマン
- ⑩猛獣取扱者
- ⑪その他これらに類する職業

ご注意

職業・職種分類Bに該当する職業に変更されたことについて、当社にご連絡がなかった場合には、給付金などのお支払額を9割削減します。

● ご契約の継続をお取扱いできる職業

- 被保険者のご職業が、つぎの職業・職種1級および職業・職種分類A(職業・職種2級)に該当するときには、当社が承諾した場合に限り、ご契約の継続をお取扱いします。ただし、職業・職種分類A(職業・職種2級)でご契約を継続する場合の保険料は、職業・職種1級の場合よりも高くなります。

職業・職種1級	職業・職種分類A（職業・職種2級）
職業・職種分類A、Bに該当しない職業	①無職(主婦、幼児、学生、年金生活者は除く) ②林業(山林現場作業者のみ) ③漁業(漁船乗務員、海女、昆布採取など現場従事者) ④炭坑作業従事者 ⑤土木建築業： 大工、左官、鳶職、道路工事、解体作業、ブルドーザー・クレーン操作員、下水道・トンネル・ダム・地下鉄工事 ⑥高所作業(ビル窓拭き、高所溶接作業など) ⑦産業廃棄物取扱者 ⑧潜水作業、サルベージ ⑨造船作業 ⑩外線電工・架線員 ⑪トラック運転手 ⑫タクシー・ハイヤー運転手 ⑬自動二輪配達員 ⑭ヘリコプター搭乗員 ⑮港湾荷役作業、沖仲士 ⑯警備員、ガードマン ⑰自衛隊航空機搭乗員 ⑲その他これらに類する職業

● ご契約の継続後の職業変更の通知

- ・ご契約の継続後、保険期間満了までの間に、被保険者のご職業が変更されたとき（職業・職種分類が変更された場合に限ります。）には、当社にご連絡ください。

● 継続後のご契約と保険料について

- ・継続後のご契約には、継続日現在の約款・特約条項が適用され、継続後の保険料は継続日現在の被保険者の満年齢、ご職業、保険料率によって計算されます。
- ・継続前のご契約の保険期間中に、被保険者をご職業が変更されたことについてご連絡がなかった場合で、継続後のご契約の保険料を変更する必要があるときには、つぎのとおりお取扱いします。
 - (1) 継続後のご契約の保険料が実際の被保険者ご職業による保険料よりも低い場合には、所定の方法で、給付金額などを改めます。（すでに給付金などのお支払事由が生じていたときには、所定の方法で、給付金などのお支払額を削減します。）
 - (2) 継続後のご契約の保険料が実際の被保険者ご職業による保険料よりも高い場合には、所定の方法で、実際の被保険者ご職業にもとづいて保険料を改めます。
- ・継続前のご契約の保険期間と継続後のご契約の保険期間は継続したものとみなします。
- ・給付金の通算支払限度の規定を適用するときは、継続前のご契約で既に支払われた給付金を通算します。

● ご契約の継続を希望しない場合

- ・ご契約の継続を希望しない場合には、保険期間満了の日の2か月前までにお申出ください。

● ご契約の復活について

- ・ご契約が失効した場合、復活することはできません。

対象となる不慮の事故について

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。(ただし、除外する事故(※)もあります。)

●急激・偶発・外来の定義

急激	傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
偶発	傷害の原因となった事故または傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意によるものは該当しません。)
外来	傷害の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

●急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水(河川の氾濫による溺死、遊泳中の溺死) ・窒息 ・不慮の中毒(一酸化炭素中毒) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高山病 ・乗物酔い ・過度の運動による骨折や捻挫 ・熱中症(日射病・熱射病)

※ 除外する事故

疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したとき
疾病的診断・治療上の事故	疾病的診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	<ul style="list-style-type: none"> ①感染性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ②外用薬もしくは薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など ③洗剤、油脂、グリースまたは溶剤その他の化学物質による皮膚炎など

お支払いできない場合について

● 支払事由に該当しない場合

- ・つぎのような場合など、約款に定める支払事由に該当しないとき
 - (1) 責任開始期より前に生じた不慮の事故によるケガにより入院、手術、通院などをしたとき
 - (2) 不慮の事故の日から180日経過後に入院、手術、通院などをしたとき
 - (3) 病院・診療所以外の施設(老人保健施設・介護医療院など)に入所などをしたとき
 - (4) 治療を目的としない入院、手術、通院をしたとき
 - (5) 医学的な観点から入院、通院の必要性が認められないとき(災害入院給付金、災害通院給付金)
 - (6) 約款に定める入院、手術、通院などの要件を満たさないとき

● 免責事由に該当した場合

- ・つぎのいずれかにより給付金などのお支払事由に該当した場合
 - (1) 契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - (2) 災害死亡保険金受取人の故意または重大な過失(災害死亡保険金)
 - (3) 被保険者の犯罪行為
 - (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
 - (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (8) 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの(災害入院給付金、災害通院給付金)
 - (9) 卷末の別表35に定める所定の運動中の事故
 - (10) 卷末の別表36に定める所定の乗用具などによる競技、競

争、興行、試運転中の事故

(11) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

* 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は給付金を全額または削減して支払います。

- ・ つぎのいずれかにより交通事故によるケガに該当した場合、交通事故割増災害入院給付金日額はお支払いできません。

- (1) 旅客・荷物・貨物などの運送、配達を職務として自動車、オートバイ、原動機付自転車、自転車を運転または搭乗中の事故
- (2) 職務または実習のために船舶に搭乗中の事故
- (3) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦中、または職務として搭乗中の事故
- (4) グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中の事故
- (5) 職務として荷物・貨物などの巻末の別表37に定める交通乗用具への積み込み、交通乗用具からの積み卸し、または交通乗用具上での整理作業中における作業を直接の原因とする事故
- (6) 職務として巻末の別表37に定める交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業中における作業を直接の原因とする事故

● 告知義務違反による解除の場合

● 保険料のお払込が行われずご契約が失効した場合

● 重大事由による解除の場合

 重大事由については **重大事由とは…** の項をご覧ください。

● 詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

- ・ この場合、すでにお払込いただいた保険料は払戻しません。

● 法令等に基づく対応の場合

 詳しくは、[法令等に基づく対応について](#) の項をご覧ください。

重大事由とは…

- ・重大事由とはつぎのことをいいます。
 - (1) 契約者、被保険者または給付金などの受取人が給付金などを詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)
 - (2) 給付金などの請求に関して給付金などの受取人に詐欺行為があったとき(未遂を含みます)
 - (3) 他の保険契約との重複によって、給付金額などの合計額が著しく過大であるとき
 - (4) 契約者、被保険者または保険金の受取人が、反社会的勢力(※1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(※2)を有していると認められるとき
 - (5) 契約者、被保険者、保険金の受取人または口座名義人が、日本、米国等の経済制裁または通商禁止令その他の法令等によって、取引することを禁止または制限された者であるとき(※3)
 - (6) 付加されている特約が重大事由により解除されたとき
 - (7) 上記のほか、当社の契約者、被保険者または給付金などの受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記(1)から(6)と同等の重大な事由があるとき
- ・上記に定める事由が生じた後に、給付金などの支払事由が生じていたときは、当社は給付金などのお支払を行いません。(上記(4)の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。)すでに給付金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

- (※1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (※2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

(※3)

法令等に基づく対応について

- (1) 当社は、この保険契約における契約者、被保険者、保険金・給付金等の受取人または口座名義人が、日本、米国等の経済制裁または通商禁止令その他の法令等によって、取引することを禁止または制限された者である場合、重大事由に該当し、当社はご契約を解除することができます。この場合、当社は、上記の法令等に従いこの保険契約に関する情報を米国当局等に対し報告します。
- (2) (1)の場合、保険金・給付金等、解約払戻金の支払い、保険料等の返金は行いません。また、前項の取扱いによって、契約者、被保険者、保険金・給付金等の受取人または口座名義人に損失、損害または諸費用が発生しても、当社は一切責任を負いません。

※ 経済制裁等の詳細については、財務省または経済産業省、および米国財務省外国資産管理局（OFAC）のホームページをご参照ください。

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的な事例

給付金などをお支払いできる場合、またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。なお、記載以外に認められる事実関係によってお取扱に違いが生じることがあります。

● 支払事由に該当しない場合

〈特定損傷給付金〉(巻末の別表39に定める特定損傷)

お支払いする場合	○	解説
被保険者が、不慮の事故により <u>骨を骨折し、治療を受けた場合</u>	○	お支払の対象となる特定損傷はあらかじめ定められています。軟骨は「骨」ではありませんので、巻末の別表39中の「骨折」にはあたらないことから、特定損傷給付金をお支払いできません。
お支払いできない場合	✗	
被保険者が、不慮の事故により <u>軟骨を損傷し、治療を受けた場合</u>	✗	

● 免責事由に該当した場合

〈「災害死亡保険金」〉

お支払いする場合	○	解説
〈 <u>軽度の酒酔い状態での事故</u> 〉 酒に酔っていたが、 <u>横断歩道を通常に歩行していく、走行してきた車にはねられ死亡した場合</u>	○	給付金などをお支払いできない場合(免責事由)はあらかじめ定められており、その事由に該当する場合には、給付金などをお支払いできません。
お支払いできない場合	✗	
〈 <u>泥酔の状態を原因とする事故</u> 〉 泥酔して <u>道路上で寝込んでいたところ、車にはねられて死亡した場合</u>	✗	被保険者の泥酔の状態を原因とする場合は免責事由に該当するため、給付金などをお支払いできません。

保険料のお払込について

複数のご契約の保険料を振替口座から合算して 振替える場合のお取扱

- ・複数のご契約の保険料を合算して振替えることがあります。
 - * 所定の条件(ご契約者、振替口座、振替日、当社が保険料の収納業務を委託している会社がそれと同じであること)を満たした場合に、保険料を合算して振替えます。なお、ご契約の形態によっては、合算して振替えない場合があります。また、合算して振替える条件は将来変更することがあります。
 - * ご契約ごとの保険料を合算して振替えますので、口座の預金残高が振替合計額に満たない場合、すべてのご契約の保険料が振替えられなくなり、ご契約が効力を失うことがあります。
 - * ご契約ごとに保険料を振替えることができます。ご契約ごとの振替をご希望の場合は、当社にご連絡ください。

保険料の前納

- ・前納とは、個別契約の場合で、保険料のお払込方法(回数)にしたがって所定の範囲で何回分かの保険料をまとめてお払込みいただく方法です。
- ・前納をした場合には、所定の割引率または利率で保険料を割り引きます。
- ・主契約の保険料が前納の場合には、特約の保険料も前納となります。
- ・保険料のお払込方法(回数)が年払の場合は、前納をお取扱いしません。
- ・ご契約が前納途中で消滅(死亡・解約等)した場合には、保険料前納金の残額があれば払戻します。
- ・保険料を前納した期間は、給付金・保険金等の減額など契約内容の変更が制限されます。

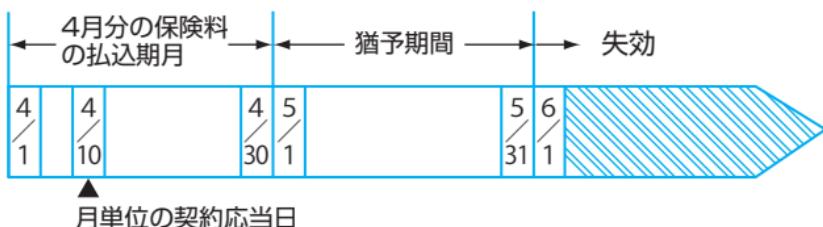
保険料払込の猶予期間と失効

- 保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込がない場合でも、一定の猶予期間があります。お払込がないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から失効します。(効力を失います)
- 失効したご契約は復活できませんので、ご注意ください。

【月払の猶予期間】

払込期月の翌月1日から末日まで

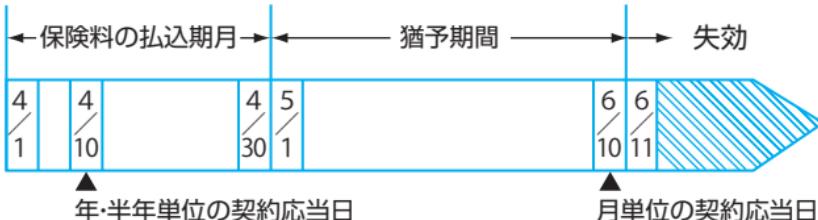
(例) 10日が月単位の契約応当日の場合



【年払・半年払の猶予期間】

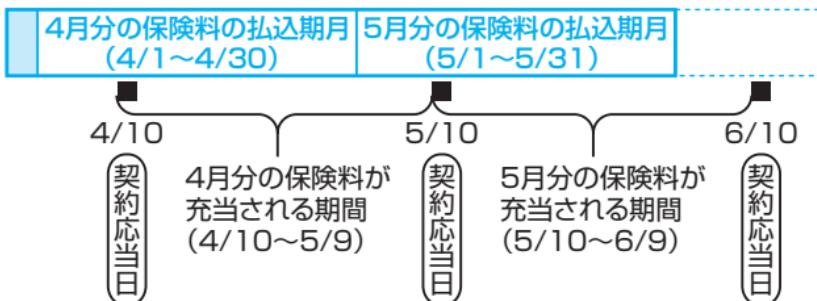
払込期月の翌月1日から翌々月の月単位の契約応当日まで

(例) 4月10日が年・半年単位の契約応当日の場合



- 毎回お払込みいただく保険料は、毎払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当される保険料です。

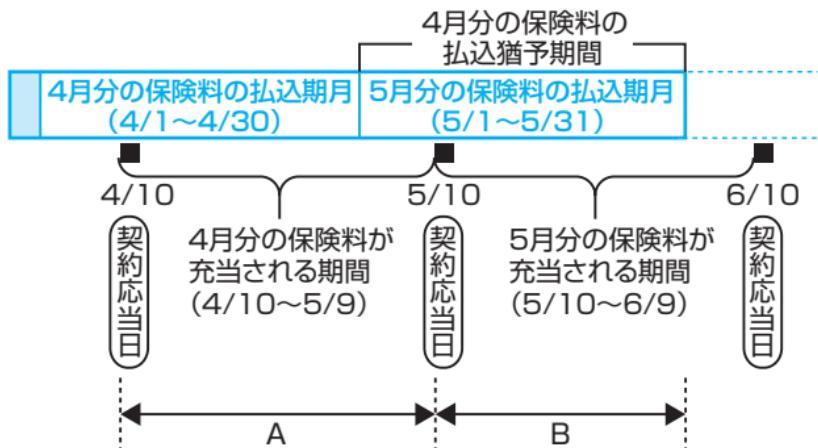
(例) 月払のご契約で10日が月単位の契約応当日の場合



- 給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じた場合で、未払込保険料があるときには、つぎのとおりお取扱いします。

- (1) 給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じた場合には、お支払いする給付金・保険金・年金などからその未払込保険料を差引きます。
- (2) お支払いする給付金・保険金・年金などが差引くべき未払込保険料に不足する場合には、その未払込保険料をお払込みください。未払込保険料のお払込がない場合には、ご契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。この場合は、給付金・保険金・年金などのお支払を行いません。

(例) 月払のご契約で10日が月単位の契約応当日の場合



- ・4月分の保険料が未払いでAの期間内に給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じた場合、4月分の保険料を給付金・保険金・年金などから差引きます。4月分の保険料が未払いでBの期間内に給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じた場合、4月分と5月分の保険料を給付金・保険金・年金などから差引きます。なお、お支払いする給付金・保険金・年金などが差引くべき未払込保険料に不足する場合には、未払込保険料をお払込みください。

また、4月分と5月分の保険料が未払いで、Bの期間経過後に給付金・保険金・年金などのお支払事由が生じた場合、ご契約は失効しており、給付金・保険金・年金などのお支払を行いません。この場合は、ご契約を復活できませんので、ご注意ください。

ご契約後について

解約と解約払戻金について

●解約について

- ・生命保険は、お客さまとご家族にとって大切な財産となりますので、ぜひご継続ください。
- ・主契約を解約すると、付加されている特約も同時に解約となります。

●解約払戻金について

- ・この保険には、解約払戻金はありません。

給付金等のご請求手続について

- ・給付金等（保険金を含みます。）のお支払事由が生じた場合には、遅滞なく当社または募集代理店にご連絡ください。ご請求に必要な書類をお送りします。



- ・ご請求手続きの流れについては、巻末の「給付金等ご請求手続きの流れ」をご覧ください。
- ・ご請求に必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。
- ・給付金等のご請求のために要する費用は、受取人のご負担となります。

給付金等のお支払の時期について

給付金等のご請求があった場合、当社は、ご請求に必要な書類が当社に到着した日（※）の翌日から5営業日以内にお支払いします。ただし、給付金等のお支払をするための確認・照会・調査が必要な場合は、以下のとおりとします。

	給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
A	<p>給付金等をお支払いするために確認が必要な次の場合</p> <p>①給付金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合</p> <p>②給付金等の免責事由に該当する可能性がある場合</p> <p>③告知義務違反に該当する可能性がある場合</p> <p>④重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合</p>	ご請求に必要な書類が当社に到着した日（※）の翌日から45日以内にお支払いします。

	Aの確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合	ご請求に必要な書類が当社に到着した日(※)の翌日から、次に定めるお支払期限以内にお支払いします。
B	①医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合	①90日
	②弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会が必要な場合	②180日
	③研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合	③180日
	④ご契約者、被保険者または、給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合	④180日
	⑤日本国外における調査が必要な場合	⑤180日
	⑥災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	⑥60日

(※) ご請求に必要な書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

- ・給付金等のお支払をするための上記AおよびBの確認等に際し、ご契約者、被保険者、給付金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかつたときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等のお支払をしません。

ご注意

- ①お支払期限を経過して給付金等のお支払いをする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。
- ②給付金、保険金、解約払戻金などのご請求は、3年を過ぎますと、ご請求の権利がなくなりますので、ご注意ください。

ご契約の内容の変更

ご契約者の変更

- ・ご契約者は、被保険者および当社の同意を得て、ご契約上の権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。

受取人の変更

● 災害死亡保険金受取人の変更

- ・ご契約者は、災害死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、災害死亡保険金受取人を変更することができます。
- ・災害死亡保険金受取人を変更する場合には、当社にご通知ください。この場合、必要書類（巻末の別表1）を当社に提出してください。
- ・当社が通知を受ける前に変更前の災害死亡保険金受取人に災害死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の災害死亡保険金受取人から災害死亡保険金の請求を受けても、当社はこれをお支払いしません。

● 遺言による災害死亡保険金受取人の変更

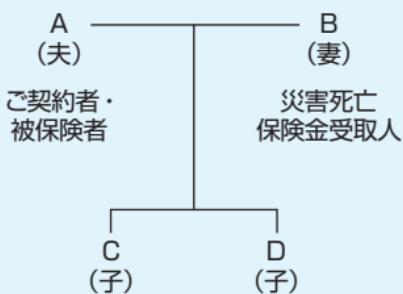
- ・ご契約者は、災害死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、災害死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が死亡された後、ご契約者の相続人から当社にご通知ください。この場合、必要書類（巻末の別表1）を当社に提出してください。
- ・災害死亡保険金受取人の変更是、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。
- ・当社が通知を受ける前に変更前の災害死亡保険金受取人に災害死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の災害死亡保険金受取人から災害死亡保険金の請求を受けても、当社はこれをお支払いしません。

災害死亡保険金受取人が死亡された場合

- ・災害死亡保険金受取人が死亡された場合は、すみやかにご連絡いただき、新しい災害死亡保険金受取人に変更してください。

- ・災害死亡保険金受取人が死亡された時以後、災害死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、災害死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が災害死亡保険金受取人となります。
- ・災害死亡保険金受取人となった方が2人以上いる場合は、災害死亡保険金の受取割合は均等とします。

**例：ご契約者・被保険者：Aさん
災害死亡保険金受取人：Bさん**



Bさん（災害死亡保険金受取人）が死亡し、災害死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが災害死亡保険金受取人となります。
その後、Aさん（ご契約者、被保険者）が死亡した場合は、CさんとDさんが災害死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの災害死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。

その他の変更事項

- ・つぎのような場合には、当社または募集代理店にご連絡ください。
 - * 転居、住居表示の変更などにより住所が変わったとき
 - * ご契約者、被保険者、受取人などが改姓・改名したとき
 - * 保険証券を紛失したとき

お願い

ご契約の内容を変更した場合には「裏書のお知らせ（承認通知書）」を発行しますので、ご確認のうえ、保険証券とともに大切に保存してください。

その他生命保険に関するお知らせ

個人情報の取り扱いについて

● プライバシーポリシーについて

- 当社は「個人情報の取り扱いについて（プライバシーポリシー）」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページ [<https://www.aflac.co.jp/>] にてご確認いただくか、当社コールセンターまでお問い合わせください。

● お客様の個人情報の利用目的について

- お客様の個人情報（マイナンバーを除きます）の利用目的はつぎのとおりです。
 - (1) 各種保険契約の引受・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
 - (2) 当社、その関連会社・提携会社の取り扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理
 - (3) 当社の業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実(お客様の体験価値向上や商品開発等)
 - (4) 当社およびその関連会社における経営管理・財務管理・リスク管理その他これに付帯する業務の遂行
 - (5) 外国の法令等に基づき、報告・調査・照会・訴訟手続その他これらに類する手続に応じること
 - (6) その他保険業に関連・付随する業務

その他の個人情報の取り扱いの詳細（個人情報の第三者への提供およびマイナンバーの取り扱いの内容など）を含む最新の内容については当社ホームページ掲載の上記プライバシーポリシーに記載していますのでご確認ください。

「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、給付金・保険金・年金などのお支払が正しく確実に行われることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、以下のとおり、当社の保険契約などに関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。

● 「支払査定時照会制度」について

当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社など」といいます。)とともに、給付金・保険金・年金などのお支払の判断または保険契約もしくは共済契約など(以下、「保険契約など」といいます。)の解除、取消もししくは無効の判断(以下、「お支払などの判断」といいます。)の参考にすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する以下の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

給付金・保険金・年金などのご請求があった場合や、これらに関係する保険事故が発生したと判断される場合には、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社などに照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また他の各生命保険会社などからの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は以下の相互照会事項に限定され、ご請求に関係する傷病名などの情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社などに提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社などによるお支払などの判断の参考にするために利用されることがあります、その他の目的のために利用されることはありません。なお、照会を受けた各生命保険会社などに相互照会事項記載

の情報が存在しなかった場合には、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社などは「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

〈相互照会事項について〉

- ・つぎの事項が相互照会されます。ただし、ご契約の消滅後5年を経過したご契約に関係する事項は除きます。

- (1) 被保険者の氏名・生年月日・性別・住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の各事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、ご契約者の氏名と被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名と被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料とその払込方法

※相互照会事項中、被保険者、保険事故、保険種類、契約者、給付金・保険金、給付金額・保険金額、保険料とあるのは、共済契約の場合にはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- ・当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または給付金・保険金・年金などの受取人は、所定のお手続により、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、所定のお手続により、当該情報の利用の停止または消去を求めることができます。それなお手続の詳細については、当社にお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

- ・「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。
- ・「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (https://www.aflac.co.jp/home_satei.html)をご確認ください。

「生命保険契約者保護機構」について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約の際にお約束した給付金額・保険金額・年金額などが削減されることがあります。

- ・なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置がはかられることがあります、この場合にも、ご契約の際の給付金額・保険金額・年金額などが削減されることがあります。

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の概要は、つぎのとおりです。

- ・保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険にかかるご契約者などのための相互援助制度として、当該破綻保険会社にかかる保険契約の移転などにおける資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約のお引受、補償対象保険金のお支払にかかる資金援助および保険金請求権などの買取を行うことなどにより、ご契約者などの保護をはかり、生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・ご年齢やご健康の状態によっては、ご契約をしていた破綻保険会社と同様の条件で新たにご契約をすることが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転などに際して資金援助などの支援を行い、現在ご契約の保険契約の継続をはかることとしています。
- ・保険契約の移転などにおける補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）にかかる部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金など（※3）の90%とすることが、保険業法などで定められています（給付金・保険金・年金などの90%が補償されるものではありません）。なお、保険契約の移転などの際には、責任準備金などの削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、ご契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率など）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、給付金額・保険金額・年金額などが減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続をはかるために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1：特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証など）のない保険契約にかかる特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能ですが（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することになります）。

※2：破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていたご契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金などの補償限度がつぎのとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率

= $90\% - \{(\text{過去5年間ににおける各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{ の総和} \div 2\}$

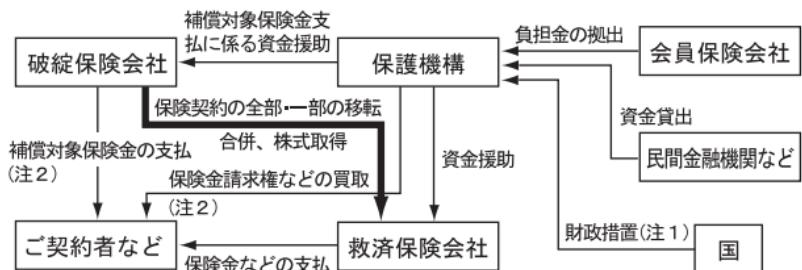
※3：責任準備金などとは、将来の給付金・保険金・年金などのお支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金などをいいます。

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることになっています。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

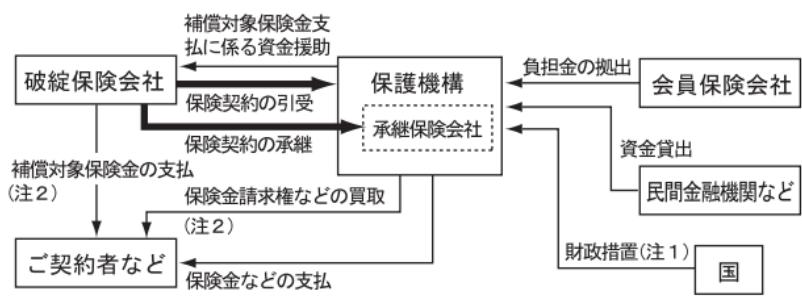
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合には、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険などにおいて被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

[仕組みの概略図]

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助などの対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金などのお支払、保護機構が補償対象契約にかかる保険金請求権などを買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金などの補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度などを含め、本掲載内容は全て現在の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

【生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いについてのお問い合わせ先】

生命保険契約者保護機構 TEL : 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

税法上のお取扱について

- * 保険金の税法上のお取扱については、当社ホームページをご覧ください。

●MEMO

●MEMO

●MEMO

●MEMO

●MEMO

約款・特約条項

傷害保険 普通保険約款 目次

<この保険の趣旨>

1. 会社の責任開始期
 第1条 会社の責任開始期
2. 不慮の事故等の定義
 第2条 不慮の事故および不慮の事故による傷害の定義
3. 給付金等の支払
 第3条 給付の種類、給付金等および給付金額等の指定
 第4条 給付金等の支払
 第5条 災害入院給付金の支払に関する補則
 第6条 災害入院一時金の支払に関する補則
 第7条 災害手術給付金の支払に関する補則
 第8条 障害給付金の支払に関する補則
 第9条 災害死亡保険金の支払に関する補則
4. 給付金等の請求、支払時期および支払場所
 第10条 給付金等の請求手続き
 第11条 給付金等の支払時期および支払場所
5. 保険契約者等の代表者
 第12条 保険契約者、災害死亡保険金受取人の代表者
6. 保険料の払込
 第13条 保険料の払込
 第14条 保険料の払込方法（経路）
 第15条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効
 第16条 猶予期間中に保険事故が発生した場合
 第17条 保険料の前納
7. 契約内容の変更
 第18条 保険料の払込方法（回数）の変更
8. 保険契約者等の変更
 第19条 保険契約者の変更
 第20条 会社への通知による災害死亡保険金受取人の変更
 第21条 遺言による災害死亡保険金受取人の変更
 第22条 災害死亡保険金受取人の死亡
 第23条 被保険者の職業の変更等
 第24条 保険契約者の住所の変更
9. 契約の取消し・無効・解除
 第25条 詐欺による取消し
 第26条 不法取得目的による無効
 第27条 告知義務
 第28条 告知義務違反による解除
 第29条 保険契約を解除できない場合
 第30条 重大事由による解除
10. 解約・解約払戻金
 第31条 解約
 第32条 給付金額等の減額
 第33条 解約払戻金
11. 年齢の計算・年齢、性別および職業の誤りの処理
 第34条 年齢の計算
 第35条 年齢および性別の誤りの処理
 第36条 職業の誤りの処理
12. 契約者配当
 第37条 契約者配当

- 13. 時効
第38条 時効
- 14. 保険契約の継続
第39条 保険契約を継続する場合の取扱
- 15. 契約内容の登録
第40条 契約内容の登録
- 16. 管轄裁判所
第41条 管轄裁判所
- 17. その他
第42条 交通事故割増特則
第43条 法人契約特則
第44条 災害手術給付金および災害死亡保険金が指定されていない場合の特則
第45条 災害死亡保険金の請求の際の必要書類に関する特則
第46条 その他

傷害保険 普通保険約款

(2024年3月18日改定)

<この保険の趣旨>

この保険は、被保険者が不慮の事故による傷害により所定の入院、手術をした場合に災害入院給付金、災害入院一時金、災害手術給付金を、不慮の事故による傷害により所定の身体障害状態に該当した場合に障害給付金を、不慮の事故または所定の感染症により死亡した場合に災害死亡保険金を支払うことを目的としたものです。

1. 会社の責任開始期

第1条<会社の責任開始期>

- 1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合 第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合 第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、告知の時）
- 2 前項の責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。
- 3 会社が保険契約の申込を承諾したときには、次の事項を記載した保険証券を発行します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名・生年月日
 - (4) 保険金・給付金等の受取人の氏名またはその受取人を特定するために必要な事項（本約款または特約条項にて特定されるときは、表示しません。）
 - (5) 保険給付の名称（付加されている特約・特則を含みます。）
 - (6) 本約款で定める保険期間
 - (7) 保険料払込期間
 - (8) 保険金・給付金等の額（付加されている特約・特則を含みます。）
 - (9) 入院支払限度日数（支払対象となる給付金等に災害入院給付金が指定されている場合）
 - (10) 保険料およびその払込方法
 - (11) 契約日
 - (12) 保険証券を作成した年月日

2. 不慮の事故等の定義

第2条<不慮の事故および不慮の事故による傷害の定義>

- 1 この保険契約において「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来的事故をいい、「不慮の事故による傷害」とは、急激かつ偶発的な外来的事故による傷害をいいます。
- 2 前項において「急激」、「偶発」および「外来」とは、つぎの各号に定めるものをいいます。
 - (1) 急激 傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
 - (2) 偶発

傷害の原因となった事故または傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいい、被保険者の故意にもとづくものは該当しません。

(3) 外来

傷害の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。

3 疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。

4 この保険契約に定める不慮の事故による傷害については、前3項のほか、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。
- (2) 被保険者に施された医療行為による傷害は除きます。ただし、第1項に定める不慮の事故による傷害の治療のための医療行為による傷害はこの限りではありません。
- (3) 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息は除きます。
- (4) 感染性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は除きます。
- (5) 外用薬もしくは薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは除きます。
- (6) 洗剤、油脂、グリースまたは溶剤その他の化学物質による皮膚炎などは除きます。
- (7) 日射病・熱射病などの過度の高温中の気象条件によるもの、高山病などの気圧の変化によるもの、乗り物酔いおよび飢餓・渴は除きます。
- (8) 過度な努力や激しい運動中の過度の肉体行使、騒音暴露および振動は除きます。

3. 給付金等の支払

第3条＜給付の種類、給付金等および給付金額等の指定＞

1 この保険契約の給付の種類は、つぎのとおりとします。

- (1) 災害入院給付金
- (2) 災害入院一時金
- (3) 災害手術給付金
- (4) 障害給付金
- (5) 災害死亡保険金

(以下、「災害入院給付金」、「災害入院一時金」、「災害手術給付金」、「障害給付金」を総称して「給付金」と、「給付金」と「災害死亡保険金」をあわせて「給付金等」といいます。)

2 保険契約者は、この保険契約の締結の際、前項第1号から第5号までの全部または一部のうち、会社の定める範囲でこの保険契約において支払う給付金等を指定してください。この場合、障害給付金を指定した保険契約者は、災害死亡保険金を必ず指定することを要します。

3 前項において災害入院給付金を指定した保険契約者は、この保険契約の締結の際、同一の不慮の事故による入院についての支払限度の日数（以下、「入院支払限度日数」といいます。）を、会社所定の範囲内で指定してください。

4 前2項において指定された給付金等および入院支払限度日数は、変更することができません。

- 5 第4条＜給付金等の支払＞の規定にかかるわらず、第2項において指定されなかった給付金等の支払はありません。
- 6 保険契約者は、この保険契約の締結の際、第2項において指定した給付金等により、災害入院給付金日額、災害入院一時金額、基準災害手術給付金額、基準障害給付金額、災害死亡保険金額（以下、総称して「給付金額等」といいます。）を、会社所定の範囲内で指定してください。ただし、第2項において障害給付金を指定した場合には、基準障害給付金額は災害死亡保険金額以下とします。

給付金等	給付金額等
災害入院給付金	災害入院給付金日額
災害入院一時金	災害入院一時金額
災害手術給付金	基準災害手術給付金額
障害給付金	基準障害給付金額
災害死亡保険金	災害死亡保険金額

第4条＜給付金等の支払＞

- 1 給付金等の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 災害入院給付金

給付金等を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	<p>被保険者が、保険期間中につぎのすべてを満たす入院をしたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ①責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因とする入院 ②不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院 ③上記①の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 ④別表21-2に定める病院または診療所における別表22-2に定める入院
-----------------------------	---

支払額	同一の不慮の事故による入院1回につき、「災害入院給付金日額（入院中に災害入院給付金日額の減額があった場合には、各日現在の災害入院給付金日額とします。）」×入院日数
-----	---

受取人	被保険者
支払事由に該当しても給付金等を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）	<p>被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの ⑧被保険者が別表35に定める運動等を行っている間に生じた事故 ⑨被保険者が別表36に定める乗用具等による競技、

競争、興行(いずれもそのための練習を含みます。)
 または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)を行っている間に生じた事故
 ⑩地震、噴火または津波
 ⑪戦争その他の変乱

(2) 災害入院一時金

支払事由	被保険者が、保険期間中に災害入院給付金が支払われる入院をしたとき
支払額	災害入院一時金額
受取人	被保険者

(3) 災害手術給付金

支払事由	被保険者が、保険期間中につぎのすべてを満たす手術を受けたとき ①責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因とする手術 ②不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とする手術 ③上記①の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術 ④別表21-2に定める病院または診療所における手術 ⑤別表26-3に定めるいづれかの手術
支払額	基準災害手術給付金額×別表26-3に定める給付倍率
受取人	被保険者
免責事由	被保険者が、つぎのいづれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者が別表35に定める運動等を行っている間に生じた事故 ⑧被保険者が別表36に定める乗用具等による競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みます。) または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)を行っている間に生じた事故 ⑨地震、噴火または津波 ⑩戦争その他の変乱

(4) 障害給付金

支払事由	被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から
------	--

	その日を含めて180日以内の保険期間中に、別表7に定める身体障害の状態（以下、「身体障害状態」といいます。）に該当したとき
支払額	基準障害給付金額にその身体障害状態が該当する種目に対応する別表7に定める給付割合を乗じて得た金額
受取人 免責事由	被保険者 被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者が別表35に定める運動等を行っている間に生じた事故 ⑧被保険者が別表36に定める乗用具等による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）を行っている間に生じた事故 ⑨地震、噴火または津波 ⑩戦争その他の変乱

(5) 災害死亡保険金

支払事由	被保険者が、保険期間中につぎのいずれかに該当したとき ①責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ②責任開始期以後に発病した別表51に定める感染症を直接の原因として死亡したとき
支払額	災害死亡保険金額
受取人 免責事由	災害死亡保険金受取人 被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者、被保険者または災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者が別表35に定める運動等を行っている間

に生じた事故
⑧被保険者が別表36に定める乗用具等による競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みます。)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)を行っている間に生じた事故
⑨地震、噴火または津波
⑩戦争その他の変乱

- 2 災害死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の給付金を、災害死亡保険金受取人に支払います。ただし、災害死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。
- 3 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって給付金等の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、給付金等を全額または削減して支払うことがあります。

第5条<災害入院給付金の支払に関する補則>

- 1 被保険者が、2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故(以下、「主たる不慮の事故」といいます。)に対する災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故(以下、「異なる不慮の事故」といいます。)に対する災害入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故に対する災害入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する災害入院給付金の支払額は、主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数を基準として計算します。
- 2 被保険者が、災害入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その入院中に保険期間が満了したときは、その時を含んで継続している入院は、この保険契約の有効中の入院とみなして取り扱います。
- 3 災害入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) 同一の不慮の事故による入院についての支払日数(災害入院給付金を支払う日数。以下、本項において同じ。)は、第3条<給付の種類、給付金等および給付金額等の指定>第3項において指定された入院支払限度日数をもって限度とします。
 - (2) 通算支払限度は、保険期間を通じ、支払日数を通算して1,095日とします。

第6条<災害入院一時金の支払に関する補則>

- 1 災害入院一時金の支払は、同一の不慮の事故による入院につき1回を限度とします。
- 2 前条第1項の場合、異なる不慮の事故に対する災害入院一時金は支払いません。

第7条<災害手術給付金の支払に関する補則>

被保険者が、時期を同じくして手術を2種類以上受けた場合には、第4条<給付金等の支払>第1項の規定にかかわらず、会社は、別表26-3に定める給付倍率の最も高いいずれか1種類の手術についてのみ災害手術給付金を支払います。

第8条＜障害給付金の支払に関する補則＞

- 1 障害給付金の支払は、保険期間を通じ、その給付割合を通算して100%をもって限度とします。
- 2 保険期間満了の日において、身体障害状態のうちの回復の見込がないことのみが明らかでないために障害給付金が支払われない場合で、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったとき（当該不慮の事故の日からその日を含めて180日以内であることを要します。）には、保険期間満了の日に身体障害状態に該当したものとみなして障害給付金を支払います。

第9条＜災害死亡保険金の支払に関する補則＞

- 1 災害死亡保険金を支払う場合に、障害給付金について、つぎの各号のいずれかに該当する事実があるときは、基準障害給付金額にその該当する障害給付金の給付割合を乗じて得た金額の合計額を災害死亡保険金額から差し引きます。
 - (1) 災害死亡保険金の支払事由となった不慮の事故と同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき
 - (2) 災害死亡保険金の支払事由となった不慮の事故と同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき
- 2 災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に、災害死亡保険金の支払事由となった不慮の事故と同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 3 被保険者が不慮の事故による傷害を受けて死亡した場合であっても、その主たる原因が被保険者のかかっていた疾病または被保険者の体質的要因であったときには、不慮の事故による傷害を直接の原因としたものとしては取り扱わず、災害死亡保険金を支払いません。
- 4 災害死亡保険金受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときには、会社は、災害死亡保険金の残額をその他の災害死亡保険金受取人に支払います。

4. 給付金等の請求、支払時期および支払場所

第10条＜給付金等の請求手続き＞

- 1 給付金等の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金等の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 支払事由の生じた給付金等の受取人は、遅滞なく必要書類（別表1）を会社に提出して、給付金等を請求してください。

第11条＜給付金等の支払時期および支払場所＞

- 1 給付金等（特約の給付金等を含みます。以下、本条において同じ。）は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本店で支払います。
- 2 給付金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金等の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認できないときには、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 給付金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の死亡または給付金等の支払事由である所定の状態に該当する事実の有無

- (2) 紙付金等の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
紙付金等の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前3号に定める事項、第30条＜重大事由による解除＞第1項第5号に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは紙付金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは紙付金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から紙付金等の請求時までにおける事実
- 3 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、紙付金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して、当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項第1号から第4号までに定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (3) 前項第1号、第2号および第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (4) 前項第1号、第2号および第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または紙付金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号および第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (5) 前項第1号から第4号までに定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6) 前項第1号から第4号までに定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 60日
- 4 前2項の確認をする場合、会社は紙付金等を請求した者（代表者）に通知します。
- 5 第2項および第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または紙付金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は紙付金等を支払いません。

5. 保険契約者等の代表者

第12条＜保険契約者、災害死亡保険金受取人の代表者＞

- 1 保険契約について、保険契約者または災害死亡保険金受取人が2人以上あるときは、各代表者を1人定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の保険契約者または災害死亡保険金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明のときは、会社

が保険契約者または災害死亡保険金受取人の1人に対しても効力を生じます。

- 3 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

6. 保険料の払込

第13条＜保険料の払込＞

- 1 第2回以後の保険料は、その払込期間中、毎回第14条＜保険料の払込方法（経路）＞第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つきの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
- (1) 月払契約の場合
月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
- (2) 半年払契約の場合
半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- 2 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（災害死亡保険金を支払うときは、災害死亡保険金とともに災害死亡保険金受取人）に払い戻します。
- 3 第1項の契約応当日以後、保険契約が消滅した場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料については、次のとおり取り扱います。
- (1) 第1項第1号の契約の場合、保険料は払い戻しません。
- (2) 第1項第2号の契約の場合、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（災害死亡保険金を支払うときは、災害死亡保険金とともに災害死亡保険金受取人）に支払います。
- 4 前項の規定は、第1回保険料について準用します。
- 5 前3項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、第11条＜給付金等の支払時期および支払場所＞の規定を準用します。
- 6 第1項の保険料が払い込まれないまま第1項の契約応当日以後、末日までに給付金等の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき給付金等から差し引きます。ただし、給付金等が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者はその未払込保険料を払い込んでください。
- 7 前項の場合、未払込保険料の払込については、第16条＜猶予期間中に保険事故が発生した場合＞第2項および第3項の規定を準用します。

第14条＜保険料の払込方法（経路）＞

- 1 保険契約者は、会社の定める範囲で、つきの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。ただし、月払契約については、会社の定める保険料の払込方法（経路）に限ります。
- (1) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約、集団取扱契約〔傷害保険〕または特別集団取扱契約〔傷害保険〕が締結されている場合に限ります。）
- (4) 会社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
- (5) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- 2 保険契約者は、会社の定める範囲で、前項各号の保険料の払込方法

(経路) を変更することができます。

- 3 保険料の払込方法(経路)が第1項第2号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法(経路)を他の払込方法(経路)に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法(経路)の変更を行うまでの間の保険料については、会社または会社の指定した場所に払い込んでください。

第15条 <保険料払込の猶予期間および保険契約の失効>

- 1 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
- (1) 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
- (2) 半年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
- 2 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。

第16条 <猶予期間中に保険事故が発生した場合>

- 1 猶予期間中に給付金等の支払事由が発生した場合には、会社は、未払込保険料を給付金等から差し引きます。
- 2 前項の場合、給付金等が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。
- 3 前項の未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了の日の翌日から効力を失い、会社は、給付金等の支払を行いません。

第17条 <保険料の前納>

- 1 保険契約者は、年払契約を除き、払込方法(回数)にしたがって、つぎのとおり将来の保険料を前納することができます。
- (1) 月払契約の場合
当月分以後の6か月分または12か月分の保険料を前納することができます。この場合、会社所定の割引率で保険料を割り引きます。
- (2) 半年払契約の場合
- ① 将來の保険料を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で割り引きます。
- ② 前①の規定により割り引かれた前納保険料は、会社の定める利率の利息をつけて積み立てておき、半年単位の契約応当日に保険料の払込に充当します。
- 2 会社は、保険料払込期間中に保険契約が消滅したときに、前納保険料の残額がある場合は、これを保険契約者に払い戻します。ただし、災害死亡保険金を支払うときは、災害死亡保険金とともに災害死亡保険金受取人に払い戻します。

7. 契約内容の変更

第18条 <保険料の払込方法(回数)の変更>

- 1 保険契約者は、会社の定める範囲で、年払、半年払または月払の保険料の払込方法(回数)を相互に変更することができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類(別表1)

を会社に提出してください。

8. 保険契約者等の変更

第19条＜保険契約者の変更＞

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第20条＜会社への通知による災害死亡保険金受取人の変更＞

- 1 保険契約者は、災害死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により災害死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券またはそれに代わる書面に表示します。
- 3 第1項の通知が会社に到達する前に、変更前の災害死亡保険金受取人に災害死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の災害死亡保険金受取人から災害死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 給付金の受取人は、第43条＜法人契約特則＞を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

第21条＜遺言による災害死亡保険金受取人の変更＞

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、災害死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、災害死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の災害死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による災害死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に对抗できません。
- 4 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は保険証券またはそれに代わる書面に表示します。

第22条＜災害死亡保険金受取人の死亡＞

- 1 災害死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を災害死亡保険金受取人とします。
- 2 前項の規定により災害死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により災害死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の災害死亡保険金受取人を災害死亡保険金受取人とします。
- 3 前2項の規定により災害死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第23条＜被保険者の職業の変更等＞

被保険者が、保険契約申込書に記載された職業（職種、職務を含みます。以下、本条において同じ。）を変更したとき（職業に就いていない被保険者が新たな職業に就いたとき、および保険契約申込書に記載された職業に就いていた被保険者がその職業を辞めたときを含みます。）は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく必要書類（別表1）

を会社に提出して、その旨を会社に通知してください。

第24条＜保険契約者の住所の変更＞

- 1 保険契約者が、住所を変更したときは、ただちに会社に通知してください。
- 2 前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社が知った最終の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

9. 契約の取消し・無効・解除

第25条＜詐欺による取消し＞

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約の締結または復活が行われたときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第26条＜不法取得目的による無効＞

保険契約者が給付金等（この保険契約に付加されている特約の保険金、給付金、保険料の払込免除を含み、その名称の如何を問いません。以下、本条において同じ。）を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結が行われたときは、会社は、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第27条＜告知義務＞

保険契約の締結の際、支払事由の可能性に関する重要な事項のうち告知書で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その告知書によって告知してください。

第28条＜告知義務違反による解除＞

- 1 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、給付金等の支払事由が生じた後でも保険契約を解除し、つきの取扱をすることができます。
 - (1) 紿付金等の支払を行いません。
 - (2) 会社は、すでに給付金等を支払っているときでも、その返還を請求することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、給付金等の支払事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が証明したときは、給付金等の支払を行います。
- 4 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金等の受取人に解除の通知をします。

第29条＜保険契約を解除できない場合＞

- 1 会社は、つきのいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかつたとき

- (2) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第27条＜告知義務＞の告知をすることを妨げたとき
(3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第27条の告知をしないことを勧めたときまたは事実でないことを告げることを勧めたとき
(4) 会社が、保険契約締結の後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日からその日を含めて1か月が経過したとき
2 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第27条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第30条＜重大事由による解除＞

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向って解除することができます。
- (1) 保険契約者または災害死亡保険金受取人が、災害死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、この保険契約の給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(3) この保険契約の給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
(4) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
(5) 保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
①暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
④保険契約者または給付金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(6) 保険契約者、被保険者、給付金等の受取人または口座名義人が、日本、米国等の経済制裁または通商禁止令その他の法令等によって、取引することを禁止または制限された者に該当する場合
(7) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第6号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- 2 給付金等の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前

項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金等(前項第5号のみに該当した場合で、前項第5号①から⑤までに該当したのが給付金等の受取人のみであり、その給付金等の受取人が給付金等の一部の受取人であるときは、給付金等のうち、その受取人に支払われるべき給付金等をいいます。以下、本項において同じ。)を支払いません。もし、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求します。

- 3 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金等の受取人に解除の通知をします。
- 4 他のいかなる規定にかかわらず、第1項第6号の規定により保険契約が解除された場合には、会社は、払戻金その他一切の金員を支払いません。

10. 解約・解約払戻金

第31条＜解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向って保険契約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。

第32条＜給付金額等の減額＞

- 1 保険契約者は、将来に向って給付金額等を減額することができます。ただし、会社は、減額後の給付金額等が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 前項の規定により給付金額等の減額が行われた場合で、災害入院給付金日額、災害入院一時金額、基準災害手術給付金額、基準障害給付金額および災害死亡保険金額の全部または一部が会社の定める限度をこえたときには、災害入院給付金日額、災害入院一時金額、基準災害手術給付金額、基準障害給付金額および災害死亡保険金額の全部または一部を会社の定める限度まで減額します。
- 3 保険契約者が、第1項の請求をするときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
- 4 本条の規定により給付金額等を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

第33条＜解約払戻金＞

この保険契約の解約払戻金はありません。

11. 年齢の計算・年齢、性別および職業の誤りの処理

第34条＜年齢の計算＞

被保険者の契約年齢は、戸籍上に記載された出生年月日を基準として契約日現在の満年齢で計算し、1年末満の端数は切り捨てます。

第35条＜年齢および性別の誤りの処理＞

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 契約時における実際の契約年齢が、会社の定めた保険料表の範囲外であったときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、実際の年齢が契約時の保

険料表の最低年齢に達していない場合で、誤りが発見されたときすでにその年齢以上に達していたときには、最低年齢に達した日に契約が締結されたものとみなし、すでに払い込まれた保険料はその契約の保険料に充当します。

- (2) 契約時における実際の契約年齢が、会社の定めた保険料表の範囲内であったときは、実際の契約年齢にもとづいて保険料を改めます。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづく契約年齢の保険料に改めます。
- 3 第1項第2号および前項の規定により保険料を改める場合には、つぎのとおりとします。
- (1) すでに払い込まれた保険料に超過分がある場合には、会社は、その差額を保険契約者に払い戻します。
- (2) すでに払い込まれた保険料に不足分がある場合には、保険契約者は、その差額を会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことを要します。ただし、給付金等の支払事由が発生した後に誤りが発見された場合は、会社は、その差額を支払うべき給付金等から差し引きます。

第36条＜職業の誤りの処理＞

保険契約申込書に記載された被保険者の職業（職種、職務を含みます。以下、本条において同じ。）に誤りがあり、この保険契約の保険料率を変更する必要がある場合は、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この保険契約の保険料が、実際の被保険者の職業による保険料よりも低い場合
会社の定めた方法で、第3条＜給付の種類、給付金等および給付金額等の指定＞第6項において指定された給付金額等（交通事故割増特則が付加されている場合には、当該特則において指定された日額・金額等を含みます。）を改めます。また、すでに給付金等の支払事由が生じていた場合には、会社の定めた方法で給付金等の支払額を削減します。
- (2) この保険契約の保険料が、実際の被保険者の職業による保険料よりも高い場合
会社の定めた方法で、実際の被保険者の職業にもとづいてこの保険契約の保険料を改めます。

12. 契約者配当

第37条＜契約者配当＞

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

13. 時効

第38条＜時効＞

給付金等の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合は消滅します。

14. 保険契約の継続

第39条＜保険契約を継続する場合の取扱＞

- 1 この保険契約の保険期間が満了する場合で、あらかじめ保険契約者から別段の申出がないときには、会社が承諾した場合に限り、保険契約（保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限ります。）は、保険期間満了の日の翌日に継続されるものとし、この日を

- 継続日とします。
- 2 会社が保険契約の継続を承諾した場合には、継続通知書の発行をもって承諾通知に代えます。また、旧保険証券と継続通知書をもって新保険証券に代えます。
- 3 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、保険契約の継続を取り扱いません。
- (1) 継続後の保険契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
- (2) 保険契約者が、保険期間満了日の2か月前までに保険契約を継続しない旨を会社に通知したとき
- (3) 保険期間満了日の翌日に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
- 4 継続後の保険契約の保険期間は、継続前の保険契約の保険期間と同一の年数とします。
- 5 前項の規定にかかわらず、この保険契約は、会社の定める範囲で、保険期間を変更して継続することができます。この場合、保険期間を月満期から年満期に変更して継続された保険契約については、第13条＜保険料の払込＞第1項第2号および第17条＜保険料の前納＞第1項第2号中、「半年単位の契約応当日」とあるのを「半年単位の継続日の応当日」と読み替えます。
- 6 継続後の保険契約の保険料は、継続日における被保険者の年齢および職業（職種、職務を含みます。以下、本条において同じ。）によって計算します。この場合には、第34条＜年齢の計算＞および第35条＜年齢および性別の誤りの処理＞の規定を準用します。
- 7 継続前の保険契約の保険期間（継続が2回以上行われた場合は、すべての継続前の保険契約の保険期間とします。）中に、保険契約者および被保険者のいずれもが第23条＜被保険者の職業の変更等＞の規定に定める通知を怠っていた場合で、被保険者の職業の変更（職業に就いていない被保険者が新たな職業に就いたとき、および被保険者が保険契約申込書に記載された職業または会社に通知した職業を辞めたときを含みます。）により継続後の保険契約の保険料率を変更する必要があるときには、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 継続後の保険契約の保険料が、実際の被保険者の職業による保険料よりも低い場合
会社の定めた方法で、第3条＜給付の種類、給付金等および給付金額等の指定＞第6項において指定された給付金額等（交通事故割増特則が付加されている場合には、当該特則において指定された日額・金額等を含みます。）を改めます。また、すでに給付金等の支払事由が生じていた場合には、会社の定めた方法で給付金等の支払額を削減します。
- (2) 継続後の保険契約の保険料が、実際の被保険者の職業による保険料よりも高い場合
会社の定めた方法で、実際の被保険者の職業にもとづいてこの保険契約の保険料を改めます。
- 8 継続する保険契約の第1回保険料は、継続日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合には、第13条＜保険料の払込＞、第15条＜保険料払込の猶予期間および保険契約の失効＞および第16条＜猶予期間中に保険事故が発生した場合＞の規定（年払契約の場合には、半年払契約に関する規定）を準用します。
- 9 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかつたときは、保険契約の継続はなかつたものとし、保険契約は継続前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 10 第4条＜給付金等の支払＞、第5条＜災害入院給付金の支払に関する補則＞、第6条＜災害入院一時金の支払に関する補則＞、第8条＜

障害給付金の支払に関する補則>、第9条<災害死亡保険金の支払に関する補則>、第28条<告知義務違反による解除>および第29条<保険契約を解除できない場合>の規定の適用に際しては、継続後の保険契約の保険期間は、継続前の保険契約から継続したものとして取り扱います。

- 11 継続後の保険契約には、継続日現在の普通保険約款および保険料率が適用されます。
- 12 継続後の保険契約の給付金額等は、給付金額等が会社の定める範囲で変更される場合を除き、継続前の保険契約の給付金額等と同額とします。
- 13 第3項第3号の規定によりこの保険契約が継続されず、かつ、第3項第1号または第2号のいずれの規定にも該当しないときは、会社が承諾した場合に限り、本条の継続の取扱に準じて、会社の定めるこの保険契約と同種類の保険契約を継続時に締結します。この場合、第10項の規定を準用し、継続時に締結する他の保険契約の保険期間は、継続前の保険契約から継続したものとして取り扱います。

15. 契約内容の登録

第40条<契約内容の登録>

(削除)

16. 管轄裁判所

第41条<管轄裁判所>

この保険契約における給付金等の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または給付金等の受取人（給付金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所（本庁とします。）のみをもって、合意による管轄裁判所とします。

17. その他

第42条<交通事故割増特則>

- 1 本特則は、この保険契約の締結の際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、この保険契約に付加して締結します。
- 2 本特則において「交通事故による傷害」とは、つぎの各号のいずれかに該当する傷害をいいます。
 - (1) 運行中（通常の目的に従って使用されている間をいいます。以下、本項において同じ。）の別表37に定める交通乗用具（これに積載されているものを含みます。以下、第3項第1号を除き「交通乗用具」といいます。）に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具との衝突・接触等または運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発等により被った傷害
 - (2) 運行中の交通乗用具に搭乗している被保険者または乗客（入場客を含みます。）として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（改札口の内側をいいます。）にいる被保険者が、不慮の事故により被った傷害
 - (3) 道路通行中の被保険者が、つぎのいずれかにより被った傷害
 - ① 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からのものの落下
 - ② 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - ③ 火災または破裂・爆発

④ 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等

(4) 被保険者が、交通乗用具の火災により被った傷害

3 本特則において「交通事故による傷害についての免責事由」とは、つきの各号のいずれかに該当する事故をいいます。

(1) 旅客または荷物、貨物等を運送または配達することを職務とする被保険者が、職務としてつきのいずれかの軌道を有しない陸上の交通乗用具を運転している間または当該交通乗用具に搭乗している間に生じた事故

① 自動車（オートバイを含みます。）

② 原動機付自転車

③ 自転車

(2) 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間に生じた事故

(3) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦している間、または当該航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間に生じた事故

(4) 被保険者がつきのいずれかに該当する航空機に搭乗している間に生じた事故

① グライダー

② 飛行船

③ 超軽量動力機

④ ジャイロプレーン

(5) 被保険者が職務としてつきのいずれかに該当する作業に従事中に生じた当該作業を直接の原因とする事故

① 交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業、交通乗用具からの荷物、貨物等の積卸し作業または交通乗用具上での荷物、貨物等の整理作業

② 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業

4 第1項の規定により本特則を付加した場合には、つきのとおりとします。

(1) 保険契約者は、災害入院給付金および災害死亡保険金の全部または一部のうち、本特則を適用する給付金等を指定してください。この場合、つきのとおりとします。

① 本特則を災害入院給付金に適用する場合

(7) 保険契約者は、交通事故割増災害入院給付金日額を、会社所定の範囲内で指定してください。

(i) 交通事故による傷害により災害入院給付金の支払事由が生じたときは、第4条＜給付金等の支払＞第1項第1号中、災害入院給付金の支払額の規定をつきのとおり読み替えます。ただし、交通事故による傷害についての免責事由に該当する場合を除きます。

同一の不慮の事故による入院1回につき、

「災害入院給付金日額（入院中に災害入院給付金日額の減額があった場合には、各日現在の災害入院給付金日額とします。）十交通事故割増災害入院給付金日額」×入院日数

(u) 上記(7)において指定された交通事故割増災害入院給付金日額は、変更することができません。

② 本特則を災害死亡保険金に適用する場合

(7) 保険契約者は、交通事故割増災害死亡保険金額を、会社所定の範囲内で指定してください。

(i) 交通事故による傷害により災害死亡保険金の支払事由が生じたと

きは、第4条＜給付金等の支払＞第1項第5号中、災害死亡保険金の支払額の規定をつぎのとおり読み替えます。ただし、交通事故による傷害についての免責事由に該当する場合を除きます。

災害死亡保険金額+交通事故割増災害死亡保険金額

(ウ)上記(7)において指定された交通事故割増災害死亡保険金額は、変更することができません。

(2) 本特則のみの解約はできません。

第43条＜法人契約特則＞

- 1 本特則は、この保険契約の締結の際または締結後に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、この保険契約に付加して締結します。ただし、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が災害死亡保険金受取人の場合に限ります。
- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第4条＜給付金等の支払＞第1項の規定にかかわらず、保険契約者を給付金の受取人とします。
 - (2) 保険契約者の変更が行われ、変更後の保険契約者が法人でない場合には、本特則は保険契約者の変更と同時に効力を失うものとします。
 - (3) 第3条＜給付の種類、給付金等および給付金額等の指定＞第2項において災害死亡保険金が指定されていない場合には、第1項を「本特則は、この保険契約の締結の際または締結後に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、この保険契約に付加して締結します。ただし、保険契約者が法人の場合に限ります。」と読み替えます。

第44条＜災害手術給付金および災害死亡保険金が指定されていない場合の特則＞

第3条＜給付の種類、給付金等および給付金額等の指定＞第2項において、災害手術給付金および災害死亡保険金のいずれもが指定されていない場合は、災害入院給付金の支払日数が第5条＜災害入院給付金の支払に関する補則＞第3項第2号に定める通算支払限度に達したときに、この保険契約は同時に消滅します。

第45条＜災害死亡保険金の請求の際の必要書類に関する特則＞

官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および災害死亡保険金受取人として、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の災害死亡保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、災害死亡保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかの書類および第3号の書類の提出も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

第46条＜その他＞

この約款で使用している用語の意義は下記の通りです。

(1) 被保険者に施された医療行為

「被保険者に施された医療行為」には、疾病、傷害に対するもののほか、美容上の処置、妊娠・出産・流産に対する処置、治療処置を伴わない健康診断、予防接種、疾病を直接の原因としない避妊手術など疾病、傷害の診断・治療を目的としないものを含みます。

(2) 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、美容上の処置などのための入院は該当しません。

(3) 治療を直接の目的とする手術

「治療を直接の目的とする手術」には、美容整形上の手術などは該当しません。

(4) 工作用自動車

「工作用自動車」とは、構造物の建築または破壊、土木工事、農耕等の作業の用途をもつもので、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。

傷害通院特約〔I〕

(2018年4月2日制定)

〈この特約の趣旨〉

この特約は、傷害保険に付加することによって、被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的とする通院をした場合に、入院の有無にかかわらず、災害通院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条〈特約の締結および責任開始期〉

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で傷害保険（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条〈特約の被保険者〉

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条〈特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込〉

- 1 この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。
- 3 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向って解約されたものとします。

第4条〈通院支払限度日数の指定〉

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、同一の不慮の事故による通院についての支払限度の日数（以下、「通院支払限度日数」といいます。）を、会社所定の範囲内で指定してください。
- 2 前項において指定された通院支払限度日数は、変更することができません。

第5条〈特約給付金の支払〉

- 1 災害通院給付金（以下、「特約給付金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

特約給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）

被保険者が、この特約の保険期間中につぎのすべてを満たす通院をしたとき

①責任開始期以後に発生した主契約の普通保険約款（以下、「主約

	<p>款」といいます。)に定める不慮の事故(以下、「不慮の事故」といいます。)による傷害の治療を直接の目的とする通院。ただし、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度になおったとき以降の通院を除きます。</p> <p>②前①の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内の期間(以下、「通院期間」といいます。)に行われた通院</p> <p>③別表21-2に定める病院または診療所(ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。)への通院</p> <p>④別表23-2に定める通院</p>
支払額	通院1日あたり、特約給付金額(通院期間中に特約給付金額の減額があった場合には、各日現在の特約給付金額とします。)
受取人	被保険者
支払事由に該当しても特約給付金を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)	<p>被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の犯罪行為</p> <p>③被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑦原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの</p> <p>⑧被保険者が別表35に定める運動等を行っている間に生じた事故</p> <p>⑨被保険者が別表36に定める乗用具等による競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みま</p>

	す。) または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）を行っている間に生じた事故 ⑩地震、噴火または津波 ⑪戦争その他の変乱
--	--

- 2 主契約の災害死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の災害死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の災害死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。
- 3 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって特約給付金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、特約給付金を全額または削減して支払うことがあります。
- 4 被保険者が、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、特約給付金は重複して支払いません。
 - (1) 同一の日に2回以上通院をしたとき
 - (2) 2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき
- 5 被保険者が、主契約の災害入院給付金が支払われる日に特約給付金の支払事由に該当する通院をした場合には、第1項の規定にかかわらず、特約給付金は支払いません。
- 6 被保険者が、この特約の保険期間が満了した時を含んで継続している通院期間中に通院したときは、その通院を、この特約の有効中の通院とみなして取り扱います。
- 7 特約給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) 同一の不慮の事故による通院についての支払日数（特約給付金を支払う日数。以下、本項において同じ。）は、前条第1項において指定された通院支払限度日数をもって限度とします。
 - (2) 通算支払限度は、この特約の保険期間を通じ、支払日数を通算して180日とします。
- 8 特約給付金の受取人は第20条＜主契約に法人契約特則が附加されている場合の特則＞を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

第6条＜特約給付金の請求、支払時期および支払場所＞

この特約の特約給付金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第7条＜特約の失効＞

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第8条＜被保険者の職業の変更等＞

被保険者の職業（職種、職務を含みます。）の変更等については、主約款の被保険者の職業の変更等の規定を準用します。

第9条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第10条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第11条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第12条<特約給付金額の減額>

- 1 保険契約者は、将来に向って特約給付金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約給付金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 主契約の災害入院給付金日額の減額が行われた場合で、特約給付金額が会社の定める限度をこえたときには、特約給付金額を会社の定める限度まで減額します。
- 3 保険契約者が、第1項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 本条の規定により特約給付金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

第13条<特約の消滅>

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 特約給付金の支払日数が、第5条<特約給付金の支払>第7項第2号に定める通算支払限度に達したとき

第14条<特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第15条<職業の誤りの処理>

保険契約申込書に記載された被保険者の職業（職種、職務を含みます。以下、本条において同じ。）に誤りがあり、この特約の保険料率を変更する必要がある場合は、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険料が、実際の被保険者の職業による保険料よりも低い場合

会社の定めた方法で、特約給付金額（交通事故割増特則ま

たはレジャー・交通事故割増特則が付加されている場合には、当該特則において指定された割増特約給付金額を含みます。)を改めます。また、すでに特約給付金の支払事由が生じていた場合には、会社の定めた方法で特約給付金の支払額を削減します。

- (2) この特約の保険料が、実際の被保険者の職業による保険料よりも高い場合

会社の定めた方法で、実際の被保険者の職業にもとづいてこの特約の保険料を改めます。

第16条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第17条<特約の継続>

1 主契約が継続されたときには、この特約も同時に継続されるものとします。

2 前項の規定によりこの特約が継続される場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 継続前のこの特約の保険期間（継続が2回以上行われた場合は、すべての継続前のこの特約の保険期間とします。）中に、保険契約者および被保険者のいずれもが主約款の被保険者の職業の変更等の規定に定める通知を怠っていた場合で、被保険者の職業（職種、職務を含みます。以下、本項において同じ。）の変更（職業に就いていない被保険者が新たな職業に就いたとき、および被保険者が保険契約申込書に記載された職業または会社に通知した職業を辞めたときを含みます。）により継続後のこの特約の保険料率を変更する必要があるときには、つぎのとおり取り扱います。

- ① 継続後のこの特約の保険料が、実際の被保険者の職業による保険料よりも低い場合

会社の定めた方法で、特約給付金額（交通事故割増特則またはレジャー・交通事故割増特則が付加されている場合には、当該特則において指定された割増特約給付金額を含みます。)を改めます。また、すでに特約給付金の支払事由が生じていた場合には、会社の定めた方法で特約給付金の支払額を削減します。

- ② 継続後のこの特約の保険料が、実際の被保険者の職業による保険料よりも高い場合

会社の定めた方法で、実際の被保険者の職業にもとづいてこの特約の保険料を改めます。

- (2) 前号のほか、主約款の保険契約の継続に関する規定を準用します。

第18条<管轄裁判所>

特約給付金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第19条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第20条<主契約に法人契約特則が付加されている場合の特則>

主契約に法人契約特則が付加されている場合には、第5条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。

第21条<その他>

この特約で使用している用語の意義は下記の通りです。

(1) 被保険者に施された医療行為

「被保険者に施された医療行為」には、疾病、傷害に対するもののほか、美容上の処置、妊娠・出産・流産に対する処置、治療処置を伴わない健康診断、予防接種、疾病を直接の原因としない避妊手術など疾病、傷害の診断・治療を目的としないものを含みます。

(2) 治療を直接の目的とする通院

「治療を直接の目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院は該当しません。

特定損傷特約

(2018年4月2日制定)

<この特約の趣旨>

この特約は、傷害保険に付加することによって、被保険者が不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の断裂に対する治療を受けた場合に、特定損傷給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条<特約の締結および責任開始期>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で傷害保険（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条<特約の被保険者>

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- 1 この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。
- 3 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向って解約されたものとします。

第4条<特約給付金の支払>

- 1 特定損傷給付金（以下、「特約給付金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

特約給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのすべてを満たす治療を受けたとき ①責任開始期以後に発生した主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による別表39に定める特定損傷（以下、「特定損傷」といいます。）に対して受けた治療 ②前①の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に受けた治療
------------------------------	--

	③別表21-2に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）における治療
支払額	特約給付金額
受取人	被保険者
支払事由に該当しても特約給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）	<p>被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の犯罪行為</p> <p>③被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑦被保険者が別表35に定める運動等を行っている間に生じた事故</p> <p>⑧被保険者が別表36に定める乗用具等による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）を行っている間に生じた事故</p> <p>⑨地震、噴火または津波</p> <p>⑩戦争その他の変乱</p>

- 2 主契約の災害死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の災害死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の災害死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。
- 3 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって特約給付金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、特約給付金を全額または削減して支払うことがあります。
- 4 特約給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) 特約給付金の支払は、同一の不慮の事故による特定損傷に

つき1回を限度とします。

(2) 通算支払限度は、この特約の保険期間を通じ、10回とします。

5 特約給付金の受取人は第19条＜主契約に法人契約特則が付加されている場合の特則＞を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

第5条＜特約給付金の請求、支払時期および支払場所＞

この特約の特約給付金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第6条＜特約の失効＞

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第7条＜被保険者の職業の変更等＞

被保険者の職業（職種、職務を含みます。）の変更等については、主約款の被保険者の職業の変更等の規定を準用します。

第8条＜告知義務および告知義務違反による解除＞

この特約の締結に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第9条＜重大事由による解除＞

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第10条＜特約の解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第11条＜特約給付金額の減額＞

- 1 保険契約者は、将来に向って特約給付金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約給付金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 主契約の災害入院給付金日額の減額が行われた場合で、特約給付金額が会社の定める限度をこえたときには、特約給付金額を会社の定める限度まで減額します。
- 3 保険契約者が、第1項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 本条の規定により特約給付金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

第12条＜特約の消滅＞

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 特約給付金の支払回数が、第4条＜特約給付金の支払＞第4項第2号に定める通算支払限度に達したとき

第13条＜特約の解約払戻金＞

この特約の解約払戻金はありません。

第14条＜職業の誤りの処理＞

保険契約申込書に記載された被保険者の職業（職種、職務を含みます。以下、本条において同じ。）に誤りがあり、この特約の保険料率を変更する必要がある場合は、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険料が、実際の被保険者の職業による保険料よりも低い場合

会社の定めた方法で、特約給付金額（交通事故割増特則またはレジャー・交通事故割増特則が付加されている場合には、当該特則において指定された割増特約給付金額を含みます。）を改めます。また、すでに特約給付金の支払事由が生じていた場合には、会社の定めた方法で特約給付金の支払額を削減します。

- (2) この特約の保険料が、実際の被保険者の職業による保険料よりも高い場合

会社の定めた方法で、実際の被保険者の職業にもとづいてこの特約の保険料を改めます。

第15条＜特約の契約者配当＞

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第16条＜特約の継続＞

- 1 主契約が継続されたときには、この特約も同時に継続されるものとします。
- 2 前項の規定によりこの特約が継続される場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 継続前のこの特約の保険期間（継続が2回以上行われた場合は、すべての継続前のこの特約の保険期間とします。）中に、保険契約者および被保険者のいずれもが主約款の被保険者の職業の変更等の規定に定める通知を怠っていた場合で、被保険者の職業（職種、職務を含みます。以下、本項において同じ。）の変更（職業に就いていない被保険者が新たな職業に就いたとき、および被保険者が保険契約申込書に記載された職業または会社に通知した職業を辞めたときを含みます。）により継続後のこの特約の保険料率を変更する必要があるときには、つぎのとおり取り扱います。

- ① 継続後のこの特約の保険料が、実際の被保険者の職業による保険料よりも低い場合

会社の定めた方法で、特約給付金額（交通事故割増特則またはレジャー・交通事故割増特則が付加されている場合には、当該特則において指定された割増特約給付金額を含み

ます。) を改めます。また、すでに特約給付金の支払事由が生じていた場合には、会社の定めた方法で特約給付金の支払額を削減します。

- (2) 繼続後のこの特約の保険料が、実際の被保険者の職業による保険料よりも高い場合

会社の定めた方法で、実際の被保険者の職業にもとづいてこの特約の保険料を改めます。

- (2) 前号のほか、主約款の保険契約の継続に関する規定を準用します。

第17条<管轄裁判所>

特約給付金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第18条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第19条<主契約に法人契約特則が付加されている場合の特則>

主契約に法人契約特則が付加されている場合には、第4条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。

第20条<その他>

この特約で使用している「被保険者に施された医療行為」には、疾病、傷害に対するものほか、美容上の処置、妊娠・出産・流産に対する処置、治療処置を伴わない健康診断、予防接種、疾病を直接の原因としない避妊手術など疾病、傷害の診断・治療を目的としないものを含みます。

指定代理請求特約

(2018年4月2日制定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、給付金等の受取人である被保険者が給付金等を請求できない所定の事情がある場合等に、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって請求を行うことを可能とすることを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際または締結した後に、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 主契約を締結した後にこの特約を付加する場合には、会社がこの特約の付加を承諾した日をこの特約の付加日とします。

第2条＜特約の対象となる給付金等＞

この特約の対象となる給付金等（以下、「給付金等」といいます。）は、主契約および主契約に付加されている特約（以下、「付加特約」といいます。）の給付のうち、つぎのとおりとします。

- (1) 被保険者と受取人が同一人である給付金（保険金、一時金、年金、祝金、支援金を含み、名称の如何を問いません。以下同じ。）
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条＜指定代理請求人の指定＞

保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者（以下、「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。

- (1) つぎの範囲内の者
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内のものを指定できます。ただし、第4条第1項による請求の際には、必要書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、第4条第1項各号に定める特別な事情があると会社が認めることがあります。
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者
 - ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者

第4条＜指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求＞

- 1 給付金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が給付金等を請求できないつぎの各号に定める特別な事情があるときは、指定代理請求人が、必要書類（別表1）を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
 - (1) 給付金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていない場合または余命の告知を受けていない場合

特約

指定代理請求特約

- (3) その他前2号に準じる状態（給付金等の受取人が死亡した場合を除きます。）であると会社が認めた場合
- 2 前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条＜指定代理請求人の指定＞に定める範囲内であることを要します。
- 3 給付金等の受取人に給付金等を請求できない特別な事情があり、指定代理請求人が請求時に第3条＜指定代理請求人の指定＞に定める範囲外である場合もしくは指定されていない場合（第5条＜指定代理請求人の変更および指定の撤回＞の規定により指定代理請求人が撤回された場合および指定代理請求人が死亡している場合を含みます。）または指定代理請求人に給付金等を請求できない特別な事情がある場合は、つぎの各号に定めるいずれかの者（以下、「代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表1）を提出して、会社の承諾を得て、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
- (1) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 前号に該当する配偶者がいない場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
- (3) 代理請求人としての要件を満たしていると会社が認めた者
- 4 本条の規定により会社が給付金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複してその給付金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 5 主約款および付加特約の特約条項の身体診査、病歴確認等の規定に定めるほか、会社は、事実の確認に際し、指定代理請求人または代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときはも同様とします。
- 6 本条の規定にかかわらず、故意に給付金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。

第5条＜指定代理請求人の変更および指定の撤回＞

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は第3条＜指定代理請求人の指定＞に定める範囲内で指定することを要します。
- 2 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- 3 保険契約者が、前2項の変更または撤回を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 第1項の変更または第2項の撤回は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第6条＜告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知＞

主契約または付加特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除については、主約款および特約条項の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または代理請求

人に解除の通知をします。

第7条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。

第8条<特約の消滅>

- 1 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- 2 この特約の消滅前に支払事由に該当した給付金等については、第4条<指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求>の規定を適用します。

第9条<主約款、特約条項の代理請求に関する規定の不適用>

この特約を付加した場合には、主約款または付加特約の特約条項に指定代理請求人または代理請求人による請求に関する規定があるときでも、当該規定を適用しません。また、その規定によって指定代理請求人が指定されていた場合には、その指定代理請求人の指定はこの特約を付加したときに撤回されるものとします。

第10条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第11条<主契約ががん保険の場合の取扱>

(記載省略)

第12条<主契約が新医療保険、疾病入院保険の場合の取扱>

(記載省略)

第13条<主契約が5年ごと利差配当付こども保険、こども保険[2009]の場合の取扱>

(記載省略)

第14条<主契約に総合介護保障移行特約などが付加されている場合の取扱>

(記載省略)

団体取扱特約〔A〕

(2018年4月2日制定)

第1条＜特約の適用範囲＞

- 1 この特約は、会社と「団体取扱契約〔A〕」を締結した官公署、会社、組合、工場その他の団体（以下、「団体」といいます。）に所属し、団体から定期的に給与（役員報酬を含みます。以下同じ。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で、保険契約者の数が20名以上いる場合に、団体を通じて会社にこの特約の適用を申し出た保険契約に適用します。
- 2 つぎの場合には、前項の規定を準用して、各保険契約にこの特約を適用します。
 - (1) 団体または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者が20名以上いる場合
 - (2) 前項の保険契約者と前号の被保険者が、名よせのうえ合算（同一人の場合には1名として計算します。以下同じ。）して20名以上いる場合
 - (3) 団体の事業所が2つ以上あるときは、1事業所においてこの特約の人数要件を満たさなくても、前項および前2号のいずれかに該当する事業所が他にある場合

特約

団体取扱特約〔A〕

第2条＜契約日の特則＞

- 1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始日の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第3条＜保険料率＞

半年払契約および月払契約の保険料率は、会社の定める団体保険料率Aとします。

第4条＜保険料の払込＞

- 1 保険料は、団体の代表者がとりまとめて払い込んでください。
- 2 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、本条において同じ。）については、つぎの日をもって払込のあった日とします。
 - (1) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者に支払う給与から控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を給与から控除した日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - (2) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下、本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
- (3) 前2号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
- 3 給与から控除された第1回保険料または指定口座から団体の口座に

振り替えられた第1回保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申出により、その第1回保険料の控除または振替が取り消された場合には、前項第1号または第2号の控除または振替がされなかつたものとして取り扱います。

- 4 第2回以後の保険料は、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日をもって払込のあった日とします。

第5条<保険料領収証>

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条<保険料の前納>

この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納は取り扱いません。

第7条<特約の失効>

つきの場合には、この特約は失効します。

- (1) 保険契約者(団体の代表者が保険契約者の場合には被保険者)が、団体の所属員でなくなったとき。ただし、団体の代表者がとりまとめて保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と団体が締結していた「団体取扱契約〔A〕」が解約されたとき
- (3) 保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (4) 保険契約が失効したとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 第1条<特約の適用範囲>に定める保険契約者または被保険者の数が20名未満となり、6ヶ月を経過してもなお20名以上とならなかったとき

第8条<特約の失効した保険契約の取扱>

- 1 前条第1号、第2号、第3号または第6号の規定によりこの特約が失効した保険契約の保険料率は、普通保険料率となります。
- 2 前項の規定にかかわらず前条第6号によってこの特約が失効した場合、残存する保険契約者または被保険者の数が10名以上であれば、残存保険契約を「団体取扱特約〔B〕」の取扱に変更します。この場合の保険料率は、団体保険料率Bによります。

第9条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第10条<一括保険証券>

会社は、団体または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約については、個々の保険証券に代えて、保険契約者に対し一括保険証券を交付することができます。

第11条<団体との取り決めによる取扱>

第2条<契約日の特別>、第4条<保険料の払込>またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

団体取扱特約〔B〕

(2018年4月2日制定)

第1条＜特約の適用範囲＞

この特約は、会社と「団体取扱契約〔B〕」を締結した官公署、会社、商店、組合、工場、連合会、同業団体等の団体（以下、「団体」といいます。）に所属する役職員、組合員、会員等（以下、「所属員」といいます。この場合、所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員等も含むものとします。また、組合、連合会、同業団体等の団体において、所属員が組織である場合には、当該所属員の役職員、組合員、会員等および組織を構成している会社、商店、組合、連合会、同業団体等の役職員、組合員、会員等も含むものとします。）を保険契約者とする保険契約の保険契約者の数が10名以上いる場合、または団体もしくは団体の代表者が保険契約者となり、その団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者の数が10名以上いる場合に、団体を通じて会社にこの特約の適用を申し出た保険契約に適用します。

特約

団体取扱特約〔B〕

第2条＜契約日の特則＞

- 1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始日の日の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始日の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第3条＜保険料率＞

半年払契約および月払契約の保険料率は、会社の定める団体保険料率Bとします。

第4条＜保険料の払込＞

- 1 保険料は、団体の代表者がとりまとめて払い込んでください。
- 2 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、本条において同じ。）については、つぎの日をもって払込のあった日とします。
 - (1) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者に支払う給与（役員報酬を含みます。以下、本条において同じ。）から控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を給与から控除した日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - (2) 団体が、第1回保険料を、保険契約者または被保険者の指定する口座（以下、本条において「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
 - (3) 前2号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
- 3 給与から控除された第1回保険料または指定口座から団体の口座に振り替えられた第1回保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申出により、その第1回保険料の控除または振替が取り消された場合には、前項第1号または第2号の控除または振替がされなかったものとして取り扱います。

4 第2回以後の保険料は、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日をもって払込のあった日とします。

第5条<保険料領収証>

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条<保険料の前納>

この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納は取り扱いません。

第7条<特約の失効>

つぎの場合には、この特約は失効します。

- (1) 保険契約者(団体の代表者が保険契約者の場合には被保険者)が、団体の所属員でなくなったとき。ただし、団体の代表者がとりまとめて保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と団体が締結していた「団体取扱契約〔B〕」が解約されたとき
- (3) 保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (4) 保険契約が失効したとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 第1条<特約の適用範囲>に定める保険契約者または被保険者の数が10名未満となり、6か月(月払契約の場合は3か月)を経過してもなお10名以上とならなかったとき

第8条<特約の失効した保険契約の取扱>

前条第1号、第2号、第3号または第6号の規定によりこの特約が失効した保険契約の保険料率は、普通保険料率となります。

第9条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第10条<一括保険証券>

会社は、団体または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約については、個々の保険証券に代えて、保険契約者に対し一括保険証券を交付することができます。

第11条<団体との取り決めによる取扱>

第2条<契約日の特則>、第4条<保険料の払込>またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

集団取扱特約〔傷害保険〕

(2018年4月2日制定)

第1条＜特約の適用範囲＞

この特約は、つぎの条件を満たした保険契約について適用します。

- (1) 主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者は、官公署、会社、商店、組合、連合会、同業団体等の集団（以下、「集団」といいます。）に所属する役職員、組合員、会員等（以下、「所属員」といいます。この場合、所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員等も含むものとします。また、組合、連合会、同業団体等の集団において、所属員が組織である場合には、当該所属員の役職員、組合員、会員等および組織を構成している会社、商店、組合、連合会、同業団体等の役職員、組合員、会員等も含むものとします。）またはその所属員の配偶者、二親等以内の親族であること
- (2) 保険契約者は集団もしくは集団の代表者または集団の所属員であること
- (3) 主契約の被保険者の数が20名以上であること
- (4) 集団と会社との間に「集団取扱契約〔傷害保険〕」が取りかわされており、保険料の一括集金ができるものであること

第2条＜契約日の原則＞

- 1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始日の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第3条＜保険料率＞

この特約を付加した保険契約の保険料率は、会社の定める集団保険料率を適用します。

第4条＜保険料の払込＞

- 1 この特約を付加した保険契約の保険料の払込方法（回数）は、集団を通じて同一であることを要します。
- 2 保険料は、集団の代表者がとりまとめて払い込んでください。
- 3 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、本条において同じ。）については、つぎの日をもって払込のあつた日とします。

- (1) 集団が、第1回保険料を、保険契約者または主契約の被保険者に支払う給与（役員報酬を含みます。以下、本条において同じ。）から控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を給与から控除した日（会社と集団とが取り決めた日であることを要します。）
- (2) 集団が、第1回保険料を、保険契約者または主契約の被保険者の指定する口座（以下、本条において「指定口座」といいます。）から集団の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から集団の口座に振り替えた日（会社と集団とが取り決めた日であることを要します。）
- (3) 前2号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
- 4 給与から控除された第1回保険料または指定口座から集団の口座に振り替えられた第1回保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または主契約の被保険者の申出により、その第1回保険料の控除または振替が取り消された場合には、前項第1号または第2号の控除または振替がされなかつたものとして取り扱います。
- 5 第2回以後の保険料は、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日をもって払込のあった日とします。

第5条＜保険料領収証＞

集団から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を集団に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条＜保険料の前納＞

この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかわらず、保険料の前納は取り扱いません。

第7条＜特約の失効＞

つぎの場合には、この特約は失効します。

- (1) 保険契約者（集団の代表者が保険契約者の場合には主契約の被保険者）が死亡または集団を脱退したとき。ただし、集団の代表者がとりまとめて保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と集団が締結していた「集団取扱契約〔傷害保険〕」が解約されたとき
- (3) 保険契約が失効したとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 第1条＜特約の適用範囲＞に定める主契約の被保険者の数が20名未満となり、6か月を経過してもなお20名以上とならなかつたとき

第8条＜特約の失効した保険契約の取扱＞

前条第1号、第2号または第5号の規定によりこの特約が失効した保険契約の保険料率は、普通保険料率となります。

第9条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第10条＜一括保険証券＞

会社は、集団または集団の代表者を保険契約者とし、その集団の所属員またはその所属員の配偶者、二親等以内の親族を主契約の被保険者とする保険契約については、個々の保険証券に代えて、保険契約者に対し一括保険証券を交付することがあります。

第11条＜集団との取り決めによる取扱＞

第2条＜契約日の特則＞、第4条＜保険料の払込＞またはその他の事項について、会社と集団とが特に別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

特別集団取扱特約〔傷害保険〕

(2018年4月2日制定)

第1条<特約の適用範囲>

この特約は、つぎの条件を満たした保険契約について適用します。

- (1) 主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者は、預金利息を保険料に充当することをあらかじめ約束された預金者集団、または集団の主たる目的が物品等の購入に際し信用供与を受けるものである集団（以下、「集団」といいます。）に所属する者（以下、「所属員」といい、所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員も含むものとします。）またはその所属員の配偶者、二親等以内の親族であること
- (2) 保険契約者は集団もしくは集団の代表者または集団の所属員であること
- (3) 主契約の被保険者の数が20名以上であること
- (4) 集団と会社との間に「特別集団取扱契約〔傷害保険〕」が取りかわされており、保険料の一括集金ができるものであること

第2条<契約日の特則>

- 1 この特約の適用される保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始日の日の属する月の翌月1日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第3条<保険料率>

この特約を付加した保険契約の保険料率は会社の定める集団保険料率を適用します。

第4条<保険料の払込>

- 1 この特約を付加した保険契約の保険料の払込方法（回数）は、集団を通じて同一であることを要します。
- 2 保険料は、集団の代表者がとりまとめて払い込んでください。
- 3 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、本条において同じ。）については、つぎの日をもって払込のあつた日とします。
 - (1) 集団が、第1回保険料を、保険契約者または主契約の被保

險者の指定する口座（以下、本条において「指定口座」といいます。）から集団の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料を指定口座から集団の口座に振り替えた日（会社と集団とが取り決めた日であることを要します。）

(2) 前号以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日

4 指定口座から集団の口座に振り替えられた第1回保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または主契約の被保険者の申出により、その第1回保険料の振替が取り消された場合には、前項第1号の振替がされなかつたものとして取り扱います。

5 第2回以後の保険料は、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日をもって払込のあった日とします。

第5条＜保険料領収証＞

集団から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を集団に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条＜保険料の前納＞

この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納は取り扱いません。

第7条＜特約の失効＞

つぎの場合には、この特約は失効します。

- (1) 保険契約者（集団の代表者が保険契約者の場合には主契約の被保険者）が死亡または集団を脱退したとき。ただし、集団の代表者がとりまとめて保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と集団が締結していた「特別集団取扱契約〔傷害保険〕」が解約されたとき
- (3) 保険契約が失効したとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 第1条＜特約の適用範囲＞に定める主契約の被保険者の数が20名未満となり、6か月を経過してもなお20名以上とならなかつたとき

第8条＜特約の失効した保険契約の取扱＞

前条第1号、第2号または第5号の規定によりこの特約が失効した保険契約の保険料率は、普通保険料率となります。

第9条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第10条＜一括保険証券＞

会社は、集団または集団の代表者を保険契約者とし、その集団の所属員またはその所属員の配偶者、二親等以内の親族を主契約の被保険者とする保険契約については、個々の保険証券に

代えて、保険契約者に対し一括保険証券を交付することがあります。

第11条<集団との取り決めによる取扱>

第2条<契約日の特則>、第4条<保険料の払込>またはその他の事項について、会社と集団とが特に別の取り決めを行つた場合には、その取り決めによるものとします。

特約

特別集団取扱特約(傷害保険)

保険料口座振替特約

(2018年4月2日制定)

第1条<特約の適用>

- この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の中途中において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- この特約を適用するには、つきの条件を満たすことを要します。
 - 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等（会社が保険料の収納業務を委託している会社の指定する金融機関等を含みます。以下、「提携金融機関等」といいます。）に設置してあること
 - 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委任すること

第2条<保険料率>

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条<保険料の払込>

- 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社の定めた日（第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めた日。以下、「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。
- 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- この特約による口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>

- 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の口座振替が不能となったときには、保険契約者は、振替日の属する月の末日までに、第1回保険料を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、つきのとおり取り扱います。
 - 月払の保険契約の場合、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。
 - 年払または半年払の保険契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。
- 前項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社または会社

の指定した場所に払い込んでください。

第5条<第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱>

第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合

主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を契約日とします。

ただし、「従たる被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。

- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合

主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とします。ただし、「第2被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。

- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合

主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とします。

第6条<指定口座または提携金融機関等の変更>

1 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を、他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および提携金融機関等に申し出てください。

2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。

3 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。

4 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条<特約の消滅>

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 月払の保険契約の場合で、保険料の自動振替貸付が行われたとき
(2) 保険契約が消滅または失効したとき
(3) 保険料の前納が行われたとき
(4) 保険料の払込を要しなくなったとき
(5) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
(6) 第1条<特約の適用>第2項に該当しなくなったとき

第8条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第9条<契約日等の特則>

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。この場合、第5条<第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱>の規定は適用しません。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合

- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料の振替日」と読み替えます。
- ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日」と読み替えます。
- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
- ④ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が付加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①から③の規定を準用します。
- ⑤ 上記①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
- ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ④ 前①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
- ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ④ 前①から③の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- ⑤ 主契約にがん特約が付加されている場合、がん特約の特約条項の規定にかかわらず、「第1回保険料の振替日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日」をがん特約の責任開始日とします。

第10条<給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則>

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。以下同じ。）を支払う特約を中途付加する場合には、つきのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- (2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つきのとおりとします。
- ① 月払契約の場合
当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）
- ② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

(3) 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

(3) 当該特約の第1回保険料の口座振替が不能となり、第4条＜保険料口座振替不能の場合の取扱＞第2項を準用して翌月に第1回保険料の口座振替が行われた場合には、第1回保険料が振り替えられた日の属する月の前月を第1回保険料が振り替えられた日の属する月とみなして前号の規定を適用します。

(4) 第4条＜保険料口座振替不能の場合の取扱＞第3項を準用して当該特約の第1回保険料が払い込まれた場合には、本条の規定は適用せず、当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日の規定を適用します。

保険料クレジットカード支払特約

(2018年4月2日制定)

第1条<特約の適用>

- この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下、「指定カード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社（本特約を通じて「当保険会社」をいいます。）がこれを承諾した場合に適用します。
- 前項の指定カードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与されたものまたは使用を認められたものであることを要します。

第2条<保険料率>

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条<保険料の払込>

- 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかるらず、会社が指定カードの有効性の確認（利用限度額内であること等の確認を含みます。以下同じ。）を得た上で、つぎの時に、指定カードにより保険料相当額を決済すること（以下、「クレジットカード支払」といいます。）によって会社に払い込まれるものとします。
 - 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の場合は、会社がクレジットカード支払を承諾した時
 - 第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めた日
- 同一の指定カードで2件以上の保険契約のクレジットカード支払を行う場合には、保険契約者は、会社に対しその決済順序を指定できないものとします。
- 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 会社が指定カードの有効性の確認を得た後で、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかった場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第1項のクレジットカード支払がなかったものとして取り扱います。
- この特約によるクレジットカード支払によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条<第1回保険料について指定カードの有効性の確認を得られなかった場合の取扱>

第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったときには、会社は、保険契約の申込がなかったものとして取扱います。

第5条<指定カードまたはカード会社の変更>

- 保険契約者は、指定カードを同一のカード会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。また、指定カードを発行しているカード会社とは別のカード会社が発行しているクレジットカード

特約

保険料クレジットカード支払特約

に変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。

- 2 保険契約者が保険料のクレジットカード支払の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 3 カード会社が保険料のクレジットカード支払の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定カードを別のカード会社の発行するクレジットカードに変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。

第6条<特約の消滅>

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 第2回以後の保険料について、会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったとき
- (2) 第2回以後の保険料について、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかったとき
- (3) 保険契約が消滅または失効したとき
- (4) 保険料の前納が行われたとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき

第7条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第8条<契約日等の特則>

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合
 - ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の喪失、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 - ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の喪失、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。

- ③ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が付加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①および②の規定を準用します。
- ④ 上記①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 前①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 前①および②の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第9条<給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則>

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。

(2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。

① 月払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）

② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

別表1 請求書類**<傷害保険>**

1. 納付金等の請求書類

項目	必要書類
給付金 ・災害入院給付金 ・災害入院一時金 ・災害手術給付金 ・障害給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合） ・受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合） ・会社所定の様式による医師の診断書 ・会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書（災害入院給付金、災害入院一時金の場合） ・会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書（災害手術給付金の場合） ・被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
災害死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合） ・受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合） ・会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） ・被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

2. その他の請求書類

項目	必要書類
解約等 ・解約 ・給付金額等の減額	・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券
契約内容の変更 ・保険料の払込方法（回数）の変更	・会社所定の請求書 ・保険証券
保険契約者等の変更 ・保険契約者の変更 ・災害死亡保険金受取人の変更 ・法人契約特則の付加	・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券
職業の変更等	・会社所定の請求書 ・保険証券
未経過期間に対応した保険料相当額の払い戻し	・会社所定の請求書 ・被保険者の住民票 ・保険契約者の戸籍抄本と印鑑証明書
遺言による災害死亡保険金受取人の変更	・会社所定の請求書 ・保険契約者の相続人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・遺言書の写し

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

別表1 請求書類

<傷害通院特約〔I〕>

1. 特約給付金の請求書類

項目	必要書類
災害通院給付金	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合）・受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合）・会社所定の様式による医師の診断書・会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書・被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書・保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

2. その他の請求書類

項目	必要書類
特約の解約等 ・特約の解約 ・特約給付金額の減額	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・保険契約者の印鑑証明書・保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

別表1 請求書類

＜特定損傷特約＞

1. 特約給付金の請求書類

項目	必要書類
特定損傷給付金	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合）・受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合）・会社所定の様式による医師の診断書・被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書・保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

2. その他の請求書類

項目	必要書類
特約の解約等 <ul style="list-style-type: none">・特約の解約・特約給付金額の減額	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・保険契約者の印鑑証明書・保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

別表1 請求書類

<指定代理請求特約>

1. 納付金等の請求書類

項目	必要書類
指定代理請求による納付金等の支払	<ul style="list-style-type: none"> ・主約款または付加特約の特約条項に定める納付金等の請求書類 ・指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・被保険者（5年ごと利差配当付こども保険またはこども保険〔2009〕の保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）と指定代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本 ・被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し ・納付金等の受取人が納付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類
代理請求による納付金等の支払	<ul style="list-style-type: none"> ・主約款または付加特約の特約条項に定める納付金等の請求書類 ・代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・被保険者と代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本 ・被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・納付金等の受取人が納付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 ・指定代理請求人が納付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

2. その他の請求書類

項目	必要書類
指定代理請求人の変更等 ・指定代理請求人の変更 ・指定代理請求人の撤回 ・特約の解約	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

別表7 対象となる身体障害状態および障害給付金の給付割合表

対象となる身体障害状態とは、つきのいずれかの状態をいいます。

等級	身体障害	給付割合
第1級	1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8.1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9.10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10.1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11.両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12.1眼の視力を全く永久に失ったもの 13.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15.1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16.10足指を失ったもの 17.脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18.両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19.言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの	30%

	<p>21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの</p> <p>22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの</p> <p>23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの</p> <p>24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの</p> <p>25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの</p> <p>26. 10足指の用を全く永久に失ったもの</p> <p>27. 1足の5足指を失ったもの</p>	
第5級	<p>28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの</p> <p>29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの</p> <p>30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの</p> <p>31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの</p> <p>32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの</p> <p>33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの</p> <p>34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの</p> <p>35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの</p> <p>36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの</p>	15%
第6級	<p>37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの</p> <p>38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの</p> <p>39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの</p> <p>40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの</p> <p>41. 1手の第1指（母指）および第2指</p>	10%

	(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	
--	--	--

(注1) 身体障害状態が上記の2種目以上に該当するときは、その給付割合は、それぞれの身体障害状態が該当する種目に対応する給付割合の合計の割合とします。ただし、身体の同一部位(別表8)に2種目以上の身体障害状態が生じたときは、その給付割合は、そのうち最も上位の種目に対応する給付割合とします。

(注2) すでに上記の身体障害の生じていた身体の同一部位(別表8)に新たに身体障害が生じたときは、その給付割合は、すでに生じていた身体障害を含めた新たな身体障害状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合からすでに生じていた身体障害状態に対応する給付割合(2種目以上に該当するときは、その最も上位の種目に対応する給付割合)を差し引いて得られる割合とします。

〈備考〉

〔別表7 対象となる身体障害状態および障害給付金の給付割合表〕について

1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

5. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

6. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオージオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、 $1/4(a + 2b + c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の $1/4(a + 2b + c)$ の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

7. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

8. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはできません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

9. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

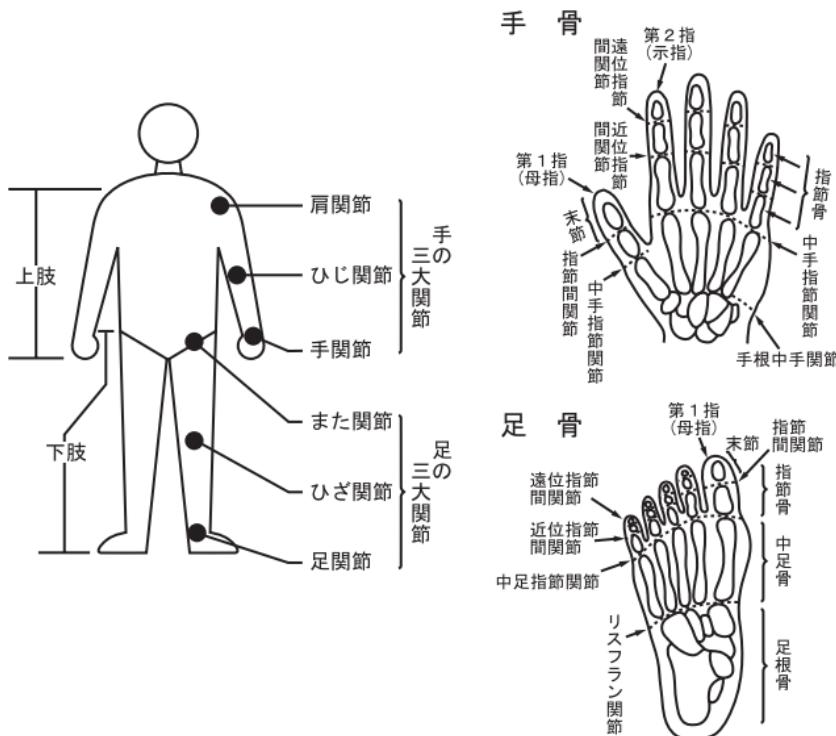
10. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

別表8 身体の同一部位

1. 1上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
2. 1下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
3. 眼については、両眼を同一部位とします。
4. 耳については、両耳を同一部位とします。
5. 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
6. 別表7の第1級の4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

身体部位の名称はつぎの図のとおりとします。



別表21-2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する入院施設を有する有床診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。ただし、介護保険法に定める介護保険施設（介護医療院など）は含みません。
2. 上記1の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表22-2 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表21-2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表23-2 通院

「通院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、別表21-2に定める病院または診療所および患者を収容する施設を有しない診療所において、外来で診察、投薬、処置、手術、その他の治療を医師の指示により受けることをいいます。（往診および情報通信機器等を用いた診療を含みます。）

別表26-3 対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術の種類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術	
1. 植皮術（25cm ² 未満は除く。）	2
2. 乳房切斷術	2
§ 筋骨の手術（抜釘術は除く。）	
3. 骨移植術	2
4. 骨髓炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	2
5. 頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）	2
6. 鼻骨観血手術	1
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）	2
8. 脊椎・骨盤観血手術	2
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	1
10. 四肢切斷術（手指・足指を除く。）	2
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）	2
12. 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）	1
13. 筋・腱・韌帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	1
§ 呼吸器・胸部の手術	
14. 慢性副鼻腔炎根本手術	1
15. 喉頭全摘除術	2
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。）	2
17. 胸郭形成術	2
18. 縱隔腫瘍摘出術	4
§ 循環器・脾の手術	
19. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	2
20. 静脈瘤根本手術（一連の手術に対し1回の給付を限度とする。）	1
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	4
22. 心膜切開・縫合術	2
23. 直視下心臓内手術	4
24. 体内用ペースメーカー埋込術	2
25. 脾摘除術	2
§ 消化器の手術	
26. 耳下腺腫瘍摘出術	2
27. 頸下腺腫瘍摘出術	1
28. 食道離断術	4
29. 胃切除術	4
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	2
31. 腹膜炎手術	2
32. 肝臓・胆嚢・胆道・脾臓観血手術	2
33. ヘルニア根本手術	1
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術	1

手術の種類	給付倍率
35. 直腸脱根本手術	2
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）	2
37. 痢瘍・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	1
§ 尿・性器の手術	
38. 腎移植手術（受容者に限る。）	4
39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	2
40. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	2
41. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	2
42. 陰茎切斷術	4
43. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	2
44. 陰囊水腫根本手術	1
45. 子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	4
46. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	1
47. 帝王切開娩出術	1
48. 子宮外妊娠手術	2
49. 子宮脱・腔脱手術	2
50. その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	2
51. 卵管・卵巣観血手術（経腔的操作は除く。）	2
52. その他の卵管・卵巣手術	1
§ 内分泌器の手術	
53. 下垂体腫瘍摘除術	4
54. 甲状腺手術	2
55. 副腎全摘除術	2
§ 神経の手術	
56. 頭蓋内観血手術	4
57. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	2
58. 観血的脊髄腫瘍摘出手術	4
59. 脊髄硬膜内外観血手術	2
§ 感覚器・視器の手術	
60. 眼瞼下垂症手術	1
61. 涙小管形成術	1
62. 涙囊鼻腔吻合術	1
63. 結膜囊形成術	1
64. 角膜移植術	1
65. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	1
66. 虹彩前後癒着剥離術	1
67. 緑内障観血手術	2
68. 白内障・水晶体観血手術	2
69. 硝子体観血手術	1
70. 網膜剥離症手術	1
71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（近視または乱視の矯正手術を除く。また、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	1
72. 眼球摘除術・組織充填術	2

手術の種類	給付倍率
73. 眼窩腫瘍摘出術	2
74. 眼筋移植術	1
§ 感覚器・聴器の手術	
75. 観血的鼓膜・鼓室形成術	2
76. 乳様洞削開術	1
77. 中耳根本手術	2
78. 内耳観血手術	2
79. 聽神経腫瘍摘出術	4
§ 悪性新生物の手術	
80. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）	4
81. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	1
82. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）	2
§ 上記以外の手術	
83. 上記以外の開頭術	2
84. 上記以外の開胸術	2
85. 上記以外の開腹術	1
86. 衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	2
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	1
§ 新生物根治放射線照射	
88. 新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	1

別表35 免責事由に該当する運動等

つぎのいずれかに該当する運動等をいいます。

1. 山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）
2. リュージュ
3. ボブスレー
4. スカイダイビング
5. ハンググライダー搭乗
6. 超軽量動力機（モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗
7. ジャイロプレーン搭乗
8. その他これらに類する危険な運動

別表36 免責事由に該当する乗用具等

つぎのいずれかに該当する乗用具等をいいます。

1. 自動車（オートバイを含みます。）
2. 原動機付自転車
3. モーターボート（水上オートバイを含みます。）
4. ゴーカート
5. スノーモビル
6. その他これらに類する乗用具

別表 37 交通乗用具

「交通乗用具」とは、つぎのいずれかに該当するものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する 陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト（ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等でもっぱら遊戯施設として使用されるもの、ロープトゥ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。）
軌道を有しない陸 上の乗用具	自動車（オートバイ、スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー（ただし、作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等でもっぱら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード等は除きます。）
空の乗用具	航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）、ジャイロプレーン）（ただし、ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。）
水上の乗用具	船舶（ヨット、モーター・ボート（水上オートバイを含みます。）およびボートを含みます。）（ただし、幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。）
その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道（ただし、立体駐車場のリフト等もっぱら物品輸送用に設置された装置等は除きます。）

別表39 特定損傷

「特定損傷」とは、つぎのいずれかの損傷をいいます。

1. 骨折
2. 関節脱臼
3. 腱の断裂

＜備考＞

〔別表39 特定損傷〕について

1. 骨折

「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折（特発性骨折を含みます。）を除きます。

2. 関節脱臼

「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復的脱臼を除きます。

3. 腱の断裂

「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

別表51 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要　ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4

（注）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「対象となる感染症」に含めます。

- つぎのような場合には、募集代理店またはアフラックコールセンターにご連絡ください。

1. 通信先の変更

- ・転居により、住所が変わったとき
- ・町名、番地などが変わったとき

2. お受取人の変更

- ・結婚などにより、お受取人を変更したいとき
- ・お受取人が死亡したとき

3. ご契約者の変更

- ・ご契約者が死亡したとき

4. 名義の変更

- ・結婚・養子縁組などにより、姓が変わったとき
- ・名前を変えたとき

5. 保険証券の再発行

- ・保険証券を紛失したとき

アフラックコールセンター

☎ 0120-5555-95 ●受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00

土曜日 9:00～17:00

(祝日・年末年始は除く。月曜日は電話が込み合うことがあります。)

※ご連絡の際には、保険証券に記載された証券番号、ご契約者と被保険者の氏名・生年月日・ご住所をお知らせください。

指定紛争解決機関について

○指定紛争解決機関（ADR機関）は（一社）生命保険協会です。

○（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>）

○なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

給付金等ご請求手続きの流れ

給付金等の支払事由に該当された場合は請求のお手続きが必要です。万一、給付金等の支払事由に該当された場合は、次のとおりお手続きください。

お客さま

1 請求のご連絡

担当代理店またはアフラックまでご連絡ください。

※患者様に病名を告知されていない場合など、ご心配な点はご相談ください。



3 書類の準備・提出

請求書類をご準備のうえ、アフラックへご返送ください。



6 給付金等のお受取り

担当代理店 またはアフラック

2 請求のご案内

請求に必要な書類をお送りします。



4 請求書類の確認

請求書類が到着後、アフラックで内容を確認します。



5 お支払い

給付金等をお支払いします。

アフラック保険金コンタクトセンターで承っています

■ 0120-555-877

通話料無料

携帯OK

● 受付時間 9:00～17:00

● 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

※月曜日は電話が込み合うことがあります。

アフラックホームページから、いつでも簡単・スピーディに
給付金・保険金請求のお手続きができます。

● こちらからアクセス



● キーワードで検索

アフラック 給付金

検索

説明事項ご確認のお願い

ご契約のしおり・約款は、ご契約にともなう大切なことからを記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みください。

特に

- 給付金・保険金・年金などをお支払いできない場合について
- 保険料のお払込方法について
- 保険料払込の猶予期間と失効について
- 解約と解約払戻金について

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことからですでの、告知および保険料の受領など募集代理店の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら当社にお問い合わせください。

2025年6月作成

募集代理店



〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

当社保険に関するお問合せ・各種お手続き

コールセンター 0120-5555-95